

島根県防災会議委員構成機関等

※任期H28. 4. 1～H30. 3. 31まで

区 分	NO	機 関 名 等
会長	1	島根県 知事
指定地方行政機関 (第1号) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	2	中国管区警察局
	3	総務省中国総合通信局
	4	財務省中国財務局松江財務事務所
	5	厚生労働省中国四国厚生局
	6	厚生労働省島根労働局
	7	農林水産省中国四国農政局
	8	農林水産省近畿中国森林管理局
	9	経済産業省中国経済産業局
	10	経済産業省中国四国産業保安監督部
	11	国土交通省中国地方整備局
	12	国土交通省中国運輸局
	13	国土交通省大阪航空局美保空港事務所
	14	国土交通省大阪管区气象台
	15	国土交通省第八管区海上保安本部浜田海上保安部
	16	国土交通省第八管区海上保安本部境海上保安部
	17	環境省中国四国地方環境事務所
	18	防衛省中国四国防衛局
	19	国土地理院中国地方測量部
	陸上自衛隊 (第2号) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	20
県教育委員会 (第3号) 当該都道府県の教育委員会の教育長	21	島根県教育委員会
県警察本部 (第4号) 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	22	島根県警察本部
県職員 (第5号) 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者 (※職名はあて職ではありません。)	23	島根県
	24	島根県政策企画局
	25	島根県総務部
	26	島根県地域振興部
	27	島根県環境生活部
	28	島根県健康福祉部
	29	島根県農林水産部
	30	島根県商工労働部
	31	島根県土木部
	32	島根県立中央病院

区 分	NO	機 関 名 等
市町村及び消防 (第6号) 当該都道府県の区域内の市町村の 市町村長及び消防機関の長のうちか ら当該都道府県の知事が任命する者	33	松江市
	34	邑南町
	35	松江市消防本部
	36	松江市消防団
	37	安来市消防団
指定公共機関又は指定地方 公共機関 (第7号) 当該都道府県の地域において業務を 行なう指定公共機関又は指定地方公 共機関の役員又は職員のうちから当 該都道府県の知事が任命する者	38	国立病院機構本部中国四国グループ
	39	日本銀行
	40	日本赤十字社島根県支部
	41	日本放送協会
	42	西日本高速道路株式会社
	43	西日本旅客鉄道株式会社
	44	西日本電信電話株式会社
	45	株式会社ドコモCS中国
	46	日本郵便株式会社中国支社松江中央郵便局
	47	中国電力株式会社
	48	隠岐汽船株式会社
	49	一畑電車株式会社
	50	石見交通株式会社
	51	株式会社山陰放送
	52	山陰中央テレビジョン放送株式会社
	53	日本海テレビジョン放送株式会社
	54	株式会社エフエム山陰
	55	出雲ガス株式会社
	56	浜田ガス株式会社
	57	一般社団法人島根県医師会
	58	公益社団法人島根県看護協会
	59	一般社団法人島根県LPガス協会
	60	島根県ケーブルテレビ協議会
	61	島根県トラック協会
自主防災組織を構成する者又は 学識経験のあるもの(第8 号) 自主防災組織を構成する者又は学識 経験のある者のうちから当該都道府 県の知事が任命する者	62	出雲市総合ボランティアセンター運営委員会
	63	公益社団法人島根県栄養士会
	64	島根県漁協女性部連合会
	65	島根県女性防火・防災クラブ連絡協議会
	66	島根県身体障害者団体連合会
	67	島根県知的障害者福祉協会
	68	島根県保育協議会
	69	島根県連合婦人会
	70	島根県老人福祉施設協議会
	71	浜田市消防団
	72	松江市公民館館長会

島根県防災会議幹事構成機関

区分	NO	機 関 名	
指定地方行政機関	1	中国管区警察局	
	2	中国財務局松江財務事務所	
	3	中国四国農政局島根支局	
	4	近畿中国森林管理局島根森林管理署	
	5	中国経済産業局	
	6	中国地方整備局松江国道事務所	
	7	中国地方整備局出雲河川事務所	
	8	中国地方整備局浜田河川国道事務所	
	9	中国地方整備局境港湾・空港整備事務所	
	10	中国運輸局島根運輸支局	
	11	大阪航空局美保空港事務所	
	12	大阪管区气象台松江地方气象台	
	13	第八管区海上保安本部浜田海上保安部	
	14	第八管区海上保安本部境海上保安部	
	15	中国四国防衛局	
	16	国土地理院中国地方測量部	
陸上自衛隊	17	陸上自衛隊第13偵察隊	
教育委員会	18	教育委員会	
県警察本部	19	県警察本部	
県職員	20	島根県	
	21	島根県(政策企画局)	
	22	島根県(地域振興部)	
	23	島根県(環境生活部)	
	24	島根県(環境生活部)	
	25	島根県(健康福祉部)	
	26	島根県(健康福祉部)	
	27	島根県(健康福祉部)	
	28	島根県(農林水産部)	
	29	島根県(農林水産部)	
	30	島根県(農林水産部)	
	31	島根県(農林水産部)	
	32	島根県(商工労働部)	
	33	島根県(土木部)	
	34	島根県(土木部)	
	35	島根県(土木部)	
	36	島根県(土木部)	
	37	島根県(土木部)	
	38	島根県(土木部)	
	指定公共機関又は指定地方公共機関	39	国立病院機構中国四国グループ
		40	日本赤十字社島根県支部
		41	日本放送協会
42		西日本高速道路株式会社松江高速道路事務所	
43		西日本旅客鉄道株式会社	
44		西日本電信電話株式会社	
45		中国電力株式会社	
46		出雲ガス株式会社	
47		浜田ガス株式会社	

防災関係機関及び連絡窓口

(1) 指定地方行政機関等

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
中国管区警察局	広域調整第二課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎1号館	730-0012	082-228-6411
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	730-0012	082-223-7153
中国総合通信局	防災対策推進室	広島市中区東白島19-36	730-8795	082-222-3398
中国財務局松江財務事務所	総務課	松江市向島町134-10	690-0841	0852-21-5231
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	730-0012	082-223-8181
島根労働局	総務課	松江市向島町134-10	690-0841	0852-20-7001
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	700-8532	086-224-4511
中国四国農政局 島根県拠点	地方参事官室	松江市東朝日町192	690-0001	0852-24-7311
近畿中国森林管理局	企画調整課	大阪市北区天満橋1丁目8-75	530-0042	06-6881-3407
近畿中国森林管理局 島根森林管理署	総務グループ	松江市内中原町207	690-0873	0852-24-5452
中国経済産業局	総務課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	730-8531	082-224-5615
中国四国産業保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	730-0012	082-224-5753
中国地方整備局	企画部防災課	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	730-8530	082-221-9231
中国地方整備局 松江国道事務所		松江市西津田2-6-28	690-0017	0852-26-2131
中国地方整備局 出雲河川事務所		出雲市塩冶有原町5丁目1	693-0023	0853-21-1850
中国地方整備局 浜田河川国道事務所		浜田市相生町3973	697-0034	0855-22-2480
中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所		境港市昭和町9	684-0034	0859-42-3145
中国運輸局	総務部	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	730-8544	082-228-3434
中国運輸局 島根運輸支局		松江市馬潟町43-3	690-0024	0852-38-8111
大阪航空局美保空港事務所	管理課	境港市佐斐神町2064	684-0055	0859-45-6111
大阪管区气象台	松江地方气象台	松江市西津田7-1-11	690-0017	0852-22-3784
第八管区海上保安本部	救難課	舞鶴市下福井901	624-0946	0773-36-4100
第八管区海上保安本部 浜田海上保安部	警備救難課	浜田市長浜町1785-16	697-0063	0855-27-0771
第八管区海上保安本部 境海上保安部	警備救難課	境港市昭和町9-1	684-0034	0859-42-2531
第八管区海上保安本部 隠岐海上保安署		隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下 99-2	685-0012	08512-2-4999
第八管区海上保安本部 美保航空基地		境港市佐斐神町2064	684-0055	0859-45-1100
中国四国地方環境事務所	総務課	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	700-0907	086-223-1577

(2) 自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
陸上自衛隊第13偵察隊	情報幹部	出雲市松下寄町1142-1	693-0052	0853-21-1045
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第三幕僚室	舞鶴市宇余部下1190	625-8510	0773-62-2250
航空自衛隊第3輸送航空隊	防衛部	境港市小篠津町2258	684-0053	0859-45-0211

(3) 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
国立病院機構 中国四国グループ	人事担当	広島県東広島市西条町寺家513	739-0041	082-493-6606
日本郵便株式会社中国支社 松江中央郵便局	総務部	松江市東朝日町138	690-0001	0852-21-3600
日本銀行松江支店	総務課	松江市母衣町55-3	690-8553	0852-32-1501
日本赤十字社島根県支部	事業推進課	松江市内中原町40	690-0873	0852-21-4237
日本放送協会松江放送局	企画編成部	松江市灘町1-21	690-8601	0852-32-0700
西日本高速道路株式会社 中国支社	保全サービス統括課	広島市安佐南区緑井2-26-1	731-0103	082-831-4453
西日本旅客鉄道株式会社 米子支社	総務企画課	米子市弥生2	683-0036	0859-32-0255
西日本電信電話株式会社 島根支店	設備部	松江市東朝日町102	690-8520	0852-20-7695
公益社団法人島根県トラック協会		松江市東朝日町194番地1	690-0001	0852-21-4272
中国電力株式会社島根支社	総務グループ	松江市母衣町115	690-8514	0852-27-1113
株式会社NTTドコモ 中国支社島根支店		松江市東朝日町88-1	690-0001	0852-25-6186

(4) 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	郵便番号	電話番号
隠岐汽船株式会社	総務課	隠岐郡隠岐の島町中町	685-0013	08512-2-1122
一畑電車株式会社	運輸部	出雲市平田町2226	691-0001	0853-62-3383
石見交通株式会社	総務課	益田市幸町2番63号	698-0021	0856-22-1100
株式会社山陰放送	総務経理部	米子市西福原1-1-71	683-8670	0859-33-2111
日本海テレビジョン放送株式会社	中海圏報道制作部	松江市袖師町2-38	690-0049	0852-26-3151
山陰中央テレビジョン放送株式会社	報道制作局	松江市向島町140-1	690-8666	0852-23-3434
株式会社エフエム山陰	放送部	松江市殿町383	690-8508	0852-27-9882
出雲ガス株式会社		出雲市上塩冶町2388-1	693-0022	0853-21-0267
浜田ガス株式会社	総務部	浜田市熱田町2135-7	697-0062	0855-26-1010
一般社団法人島根県医師会	業務課	松江市袖師町1番31号	690-8535	0852-21-3454
公益社団法人島根県看護協会		松江市袖師町7-11	690-0049	0852-25-0330
一般社団法人島根県LPガス協会		松江市母衣町55番地4	690-0886	0852-21-9716
山陰ケーブルビジョン株式会社		松江市学園1-2-27	690-0825	0852-23-2522
出雲ケーブルビジョン株式会社		出雲市塩冶町1291-24	693-0021	0853-21-9811
石見ケーブルビジョン株式会社		浜田市竹迫町2886 山陰中央新報西部本社ビル内	697-0015	0855-23-4883
ひらたCATV株式会社		出雲市平田町2110-1	691-0001	0853-63-5539

(5) 関係機関災害担当課名等

(県本庁、警察本部、教育委員会)

課	グループ	電話番号	課	グループ	電話番号
政策企画監室	総務スタッフ	0852-22-6063	商工政策課	総務予算グループ	0852-22-5282
総務課	総務予算グループ	0852-22-5916	土木総務課	総務グループ	0852-22-5183
広報室		0852-22-6500	道路維持課	道路維持グループ	0852-22-5194
防災危機管理課	防災危機管理第一グループ	0852-22-5885	河川課	防災グループ	0852-22-6674
原子力安全対策課	原子力総務グループ	0852-22-6303	港湾空港課	管理グループ	0852-22-5201
地域政策課	総務予算グループ	0852-22-5083	砂防課	管理・災害調整グループ	0852-22-6573
交通対策課	地域交通スタッフ	0852-22-6510	建築住宅課	住宅管理グループ	0852-22-5485
環境生活総務課	総務予算グループ	0852-22-5094	出納局会計課	総務グループ	0852-22-5754
健康福祉総務課	総務情報グループ	0852-22-5249	企業局総務課	総務予算グループ	0852-22-6639
農林水産総務課	総務グループ	0852-22-5393	病院局県立病院課	総務企画スタッフ	0853-30-6461
農地整備課	防災グループ	0852-22-5145	教育庁総務課	総務グループ	0852-22-5403
森林整備課	治山グループ	0852-22-5172	警察本部	警備第二課	0852-26-0110
水産課	団体・流通グループ	0852-22-6015			

(各地区災害対策本部)

事務所名	災害関係課	電話番号	事務所名	災害関係課	電話番号
隠岐支庁県民局	総務課	08512-2-9605	県央県土整備事務所	業務課	0854-84-9721
松江県土整備事務所	総務課	0852-32-5720	県央県土整備事務所	総務課	0855-72-9602
雲南県土整備事務所	総務課	0854-42-9586	浜田県土整備事務所	総務課	0856-29-5653
出雲県土整備事務所	総務課	0853-30-5615	益田県土整備事務所	総務課	0856-31-9632

(石見地域災害対策本部)

事務所名	災害関係課	電話番号	事務所名	災害関係課	電話番号
西部県民センター	総務課	0855-29-5504			

(市町村)

市町村名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
松江市	松江市末次町86	防災安全課	0852-55-5115	0852-55-5617
浜田市	浜田市殿町1	安全安心推進課	0855-25-9122	0855-23-1866
出雲市	出雲市今市町70	防災安全課	0853-21-6606	0853-21-6574
益田市	益田市常盤町1-1	危機管理課	0856-31-0601	0856-23-5001
大田市	大田市大田町大田口1111	危機管理室	0854-83-8009	0854-82-2826
安来市	安来市安来町878-2	防災課	0854-23-.3074	0854-23-3152
江津市	江津市江津町1525	総務課	0855-52-7927	0855-52-1380
雲南市	雲南市木次町里方521-1	総務部危機管理室	0854-40-1027	0854-40-1029
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358-1	総務課	0854-54-2505	0854-54-1229
飯南町	飯石郡飯南町下赤名880	総務課	0854-76-2211	0854-76-2221
川本町	邑智郡川本町大字川本271-3	総務財政課	0855-72-0631	0855-72-0635
美郷町	邑智郡美郷町粕淵168	総務課	0855-75-1211	0855-75-1218
邑南町	邑智郡邑南町矢上6000	総務課危機管理室	0855-95-0810	0855-95-2351
津和野町	鹿足郡津和野町日原54-25	総務財政課	0856-74-0028	0856-74-0002
吉賀町	鹿足郡吉賀町六日市750	総務課	0856-77-1111	0856-77-1891
海士町	隠岐郡海士町大字海士1490	総務課	08514-2-0113	08514-2-0357
西ノ島町	隠岐郡西ノ島町大字浦郷534	総務課	08514-6-0101	08514-6-0683
知夫村	隠岐郡知夫村1065	総務課	08514-8-2211	08514-8-2093
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1	総務課危機管理室	08512-2-2111	08512-2-6005

○島根県防災会議条例

昭和37年10月2日
島根県条例第28号

島根県防災会議条例をここに公布する。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、島根県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 災害対策基本法第15条第5項第5号、第6号、第7号又は第8号の委員の定数は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 知事の部内の職員のうちから指名する委員 11人以内
- (2) 市町村長及び市町村の消防機関の長のうちから知事が任命する委員 7人以内
- (3) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する委員 24人以内
- (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事が任命する委員 15人以内

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平15条例50・平16条例78・平17条例63・平24条例47・一部改正)

(幹事)

第3条 防災会議に幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(昭38条例18・一部改正)

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平16条例78・一部改正)

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、防災部において処理する。

(昭41条例56・昭47条例40・平5条例9・平14条例12・一部改正)

(補則)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平16条例78・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第40号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第9号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第12号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第50号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第78号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第63号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第47号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（島根県防災会議条例の一部改正に伴う委員の任期の特例）
- 2 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の島根県防災会議条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第4号に掲げる委員として新たに島根県防災会議の委員に任命される者の任期は、新条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成25年条例第8号）
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

島根県防災会議運営要綱

昭和38年 6月19日	実 施
昭和39年 1月14日	一部改正
昭和48年 4月24日	一部改正
昭和52年 4月30日	一部改正
平成10年 4月 1日	一部改正
平成16年 7月20日	一部改正
平成18年 4月 1日	一部改正
平成25年 4月 1日	一部改正

(目 的)

第1条 この要綱は、島根県防災会議条例（昭和37年条例第28号以下「会議条例」という。）第6条の規定に基づき、島根県防災会議（以下「会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副知事はその職務を代理する。

(会 議)

第3条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4条 会議は、毎年度当初に行う。ただし災害の発生その他の事由により会議の必要が生じたときは、その都度行う。

第5条 前2条の規定にかかわらず、特に緊急を要する事態が発生し、委員会を開くいとまがないときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

- 2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告する。

(委員の代理者)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

- 2 前項の規定により代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなす。
- 3 委員は、あらかじめ第1項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(専決処分)

第7条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- 一 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 二 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 三 市町村地域防災計画の修正についての助言又は勧告に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(部 会)

第8条 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。

2 部会は運営その他に関し、必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(幹 事 会)

第9条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が招集し、あらかじめ会長が指名する幹事が議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

- 一 会議に提出する議案の作成
- 二 その他会長から命ぜられた事項

(地区防災委員会)

第10条 会議に、地区防災委員会を置き、それぞれ次の区域を所管する。

(1) 松江地区防災委員会

松江市 安来市

(2) 雲南地区防災委員会

雲南市 仁多郡 飯石郡

(3) 出雲地区防災委員会

出雲市

(4) 大田地区防災委員会

大田市

(5) 川本地区防災委員会

邑智郡

(6) 浜田地区防災委員会

浜田市 江津市

(7) 益田地区防災委員会

益田市 鹿足郡

(8) 隠岐地区防災委員会

隠岐郡

- 2 地区防災委員会は、島根県災害対策本部規程別表第3に規定する地区災害対策本部の構成機関で構成する。
- 3 地区防災委員会に委員長をおき、以下の職にある者をもってこれに充てる。
 - (1) 松江・雲南・出雲・川本・浜田・益田地区 県土整備事務所長
 - (2) 大田地区 県央県土整備事務所大田事業所長
 - (3) 隠岐地区 隠岐支庁長
- 4 地区防災委員会は、委員長が招集し、次の事項を処理する。
 - (1) 防災知識の普及に関すること。
 - (2) 県防災会議決定事項の周知徹底を図ること。
 - (3) 被害状況の調査、報告に関すること。
 - (4) 地方行政機関、公共機関及び地方公共機関との連絡調整に関すること。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和38年6月19日から実施する。

○島根県災害対策本部条例

昭和37年12月20日

島根県条例第39号

島根県災害対策本部条例をここに公布する。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、島根県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平8条例16・平24条例47・一部改正)

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総轄し、職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例16・追加)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(昭43条例14・一部改正、平8条例16・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

島根県災害対策本部規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、島根県災害対策本部条例（昭和37年島根県条例第39号）第5条の規定に基づき、島根県災害対策本部に必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、適切な措置を行うため必要に応じ、島根県災害対策本部（以下「対策本部」という。）、地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）、石見地域災害対策本部（以下「石見地域本部」という。）及び島根県災害対策県外連絡部（以下「県外連絡部」という。）を設置することができる。

第2章 災害対策本部

(対策本部設置の基準)

第3条 対策本部を設置する場合は次に定めるとおりとし、具体的基準は島根県地域防災計画で定めるものとする。

- (1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると知事が認めた場合。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に必要と知事が認めた場合。

(部及び班の設置及び所掌事務)

第4条 対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置く。

- 2 部は班の事務を統括し、班は別表第1に掲げる事務を分掌する。

(対策本部の組織)

第5条 対策本部は、災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「対策本部員」という。）をもって組織する。

- 2 対策副本部長は副知事をもって充て、対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。副知事不在の場合は、防災部長、総務部長の順位でその職務を代理する。
- 3 対策本部員は、各部局長、病院局長、企業局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。
- 4 別表第1の部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 5 部長を補佐するため、部にそれぞれ副部長又は幕僚を置き、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 6 別表第1の班の長は班長とし、同表に掲げる者をもって充てる。
- 7 班員は班の所属の職員をもって充てる。
- 8 対策本部にその他の職員として、対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 9 対策本部に事務局を置き、防災部長、防災部次長が総括する。事務局長は防災危機管理課長をもって充て、事務局は別表第2に掲げる事務を所掌する。
- 10 第4項から第8項までに掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
部 長	対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副 部 長	部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
幕 僚	部長及び副部長を補佐し、部長及び副部長に事故があるときはあらかじめ部長の指名する幕僚がその職務を代理する。
班 長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
班 員	上司の命を受け、班の事務に従事する。
その他の職員	対策本部長が指示する職務に従事する。

(本部会議)

第6条 対策本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策及び応急措置並びに防災体制に関する事項を協議するものとする。
- 3 本部会議は対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって構成する。
- 4 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部員以外の者を本部会議に出席させることができる。
- 5 本部会議の会務は、対策本部長が総理する。

(本部連絡員会議)

第7条 本部会議に本部連絡員会議を置く。

- 2 本部連絡員会議は、本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理するものとする。
- 3 本部連絡員会議は、防災部長、防災部次長、事務局長及び次の表に掲げる部ごとに当該班のうちから部長の指名する者をもって構成する。ただし、漁港漁場整備班については津波災害時のみ構成員とする。

部	班	部	班
政策企画部	政策企画監班	商工労働部	商工政策班
総務部	総務班	土木部	土木総務班
広報部	広報班		道路維持班
地域振興部	地域政策班		河川班
	交通対策班		砂防班
環境生活部	環境生活総務班		港湾空港班
健康福祉部	健康福祉総務班		建築住宅班
農林水産部	農林水産総務班	出納部	会計班
	農地整備班	企業部	総務班
	森林整備班	病院部	県立病院班
	水産班	教育部	総務班
	漁港漁場整備班	公安部	警備班

- 4 本部連絡員会議の会務は、防災部長が総理する。

(対策本部の廃止)

第8条 対策本部は、対策本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたときは、これを廃止する。

第3章 地区災害対策本部

(地区本部の設置)

第9条 地区本部を設置する場合は次に定めるとおりとし、具体的基準は島根県地域防災計画で定めるものとする。

(1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要すると知事、隠岐支庁長（以下「支庁長」という。）又は県土整備事務所長（大田地区にあっては、県央県土整備事務所大田事業所長）が認めた場合。

(2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に必要と知事、支庁長又は県土整備事務所長（大田地区にあっては、県央県土整備事務所大田事業所長）が認めた場合。

2 地区本部の名称、位置、構成機関及び所管区域は、別表第3のとおりとする。

(地区本部の班の設置及び所掌事務)

第10条 地区本部は別表第4に掲げる班を置く。

2 班は別表第4に掲げる事務を所掌する。

(地区本部の組織)

第11条 地区本部は、地区災害対策本部長（以下「地区本部長」という。）、地区災害対策副本部長（以下「地区副本部長」という。）及び地区災害対策本部員（以下「地区本部員」という。）をもって組織する。

2 地区本部長及び地区副本部長は、以下の職にある者をもって充てる。

地区	地区本部長	地区副本部長
隠岐地区	隠岐支庁長	隠岐支庁県民局長、隠岐支庁隠岐保健所長、隠岐支庁農林局長、隠岐支庁県土整備局長、警察署長
松江・浜田地区	県土整備事務所長	東部県民センター総務管理部長、西部県民センター総務企画部長、保健所長、農林振興センター所長、県土整備事務所業務部長、県土整備事務所統括調整監及び警察署長
雲南・出雲・益田地区	県土整備事務所長	県民センター雲南・出雲・益田事務所長、保健所長、農林振興センター雲南・出雲・益田事務所長、県土整備事務所業務部長、県土整備事務所統括調整監及び警察署長
大田地区	県央県土整備事務所大田事業所長	西部県民センター県央事務所長、保健所長、農林振興センター県央事務所長、県央県土整備事務所大田事業所業務課長、県央県土整備事務所大田事業所調整監及び警察署長
川本地区	県土整備事務所長	保健所長、農林振興センター県央事務所長、県土整備事務所業務部長、県土整備事務所統括調整監及び警察署長

3 地区副本部長は、地区本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を代理する。

4 隠岐地区本部長は、第14条第1項の規定に基づき島前対策連絡会議を設置した場合に、隠岐支庁県民局長又は隠岐支庁県土整備局島前事業部長に、あらかじめ定めた範囲で、地区本部長の職務のうち島前地域に係るものを代理させることができる。

5 地区本部員は、別表第4に掲げる班長の職にある者で、第2項に掲げる者を除くものとする。

6 班員は班の所属の職員をもって充てる。

7 前各項に掲げる者の職務は次のとおりとする。

職	職 務
地 区 本 部 長	地区本部の事務を総括し、構成機関の職員を指揮監督する。
地 区 副 本 部 長	地区本部長を補佐する。
班 長	班の所掌事務について、地区本部長及び地区副本部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務を掌理する。
班 員	上司の命を受け、班の事務に従事する。

(地区本部会議)

第12条 地区本部に地区本部会議を置く。

- 2 地区本部会議は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策及び応急措置に関する事項を協議するものとする。
- 3 地区本部会議は、地区本部長、地区副本部長及び地区本部員をもって構成する。
- 4 地区本部会議の会務は、地区本部長が総理する。

(地区本部連絡員会議)

第13条 地区本部長は、必要に応じ地区本部に地区本部連絡員を置くことができる。

- 2 地区本部連絡員会議は、地区本部会議の補助機関として災害対策に関する事項を処理するものとする。
- 3 地区本部連絡員会議は、別表第3に掲げる構成機関のうち地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。
- 4 地区本部連絡員会議の会務は、別表第4に掲げる総務班長が総理する。

(島前対策連絡会議)

第14条 隠岐地区本部長は、島前地域における応急対策等について連絡調整の必要がある場合に、島前対策連絡会議を設置することができる。

- 2 島前対策連絡会議は、隠岐地区本部長が必要と認める機関の職員をもって構成する。
- 3 島前対策連絡会議の会務は、第11条第4項の規定により隠岐地区本部長に指名された者が総理する。

(地区本部の廃止)

第15条 地区本部は、地区本部長が発生の予想された災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、対策本部長と協議のうえこれを廃止する。

第4章 現地災害対策本部

(現地本部の設置)

第16条 対策本部長は、被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立、及び被災地と対策本部との連絡調整のために現地本部を置くことが特に必要であると認める場合に、現地本部を設置することができる。

(現地本部の組織)

第17条 現地本部は、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）をもって組織する。

- 2 現地本部長は、対策副本部長及び対策本部員の中から対策本部長が指名する。
- 3 現地本部長は、対策本部長の命を受けて、現地本部の事務を掌理する。

- 4 現地本部員に関する事その他必要な事項は、その都度対策本部長又は現地本部長が定めるものとする。

(現地本部の廃止)

第18条 現地本部は、対策本部長又は現地本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、被災地と対策本部の連絡調整の必要性がなくなったと認めたときは、これを廃止する。

第5章 石見地域災害対策本部

(石見地域本部の設置)

第19条 大田地区、川本地区、浜田地区、益田地区のいずれかにおいて、地区本部が設置されたときは、石見地域対策本部を設置する。

- 2 石見地域本部の事務局位置、所管区域、構成機関等は、別表第5のとおりとする。

(石見地域本部の組織)

第20条 石見地域本部は、石見地域災害対策本部長（以下「石見地域本部長」という。）、石見地域災害対策副本部長（以下「石見地域副本部長」という。）及び石見地域災害対策本部員（以下「石見地域本部員」という。）をもって組織する。

- 2 石見地域本部長は、西部県民センター所長をもって充てる。
 3 石見地域本部長は、対策本部長の命を受けて、石見地域本部の事務を掌理する。
 4 石見地域副本部長は、県央・浜田・益田県土整備事務所長及び県央県土整備事務所大田事業所長をもって充て、石見地域本部長に事故あるときは、あらかじめ定められた順でその職務を代理する。
 5 石見地域本部員に関する事その他必要な事項は、その都度対策本部長又は石見地域本部長が定めるものとする。

(石見地域本部の廃止)

第21条 石見地域本部は、対策本部長が当該災害に係る応急対策がおおむね終了し、石見地域での広域的な調整の必要性がなくなったと認めたときは、これを廃止する。

第6章 県外連絡部

(県外連絡部の設置及び所掌事務)

第22条 対策本部長が必要と認めたとき、県外連絡部を設置することができる。

- 2 県外連絡部の名称及び機関並びに事務分掌は別表第6のとおりとする。

(県外連絡部の組織)

第23条 県外連絡部は、県外連絡部長をもって組織する。

- 2 県外連絡部長は、別表第6に掲げる者をもって充てる。
 3 県外連絡部長は、県外連絡部の事務を掌理する。
 4 部員は部の所属の職員をもって充てる。

(県外連絡部の廃止)

第24条 県外連絡部は、対策本部が廃止されたときは、これを廃止する。

第7章 雑 則

(その他)

第25条 この規程に定めのない県の機関にあつては、対策本部長、地区本部長、石見地域本部長及び現地本部長から災害対策に関する所要事務の指示があつた場合、これに即応するものとする。

第26条 この規程に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、島根県地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規程は昭和52年4月30日から施行する。

附 則

この規程は昭和54年4月7日から施行する。

附 則

この規程は昭和59年5月25日から施行する。

附 則

この規程は平成8年7月12日から施行する。

附 則

この規程は平成11年8月19日から施行する。

附 則

この規程は平成12年8月31日から施行する。

附 則

この規程は平成14年1月29日から施行する。

附 則

この規程は平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規程は平成16年6月21日から施行する。

附 則

この規程は平成16年11月30日から施行する。

附 則

この規程は平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規程は平成18年1月16日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

ただし、第5条第3項及び別表第1について、改正後の規程は平成20年3月22日から施行する。

附 則

この規程は平成20年6月9日から施行する。

附 則

この規程は平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条関係)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
共 通				【災害応急対策・災害復旧対策】 1 市町村支援（避難所運営・管理の支援等）（派遣を含む）に関すること 2 被災者支援（居住地以外の市町村に避難する被災者の情報共有等）に関すること 3 広域一時滞在（県外への避難）に関すること 4 支援物資の受け入れ、仕分け、搬送に関すること
政策企画部	部長 政策企画局長 副部長 政策企画局次長	政策企画班	政策企画監 (総務)	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 災害警戒本部に関すること (総務スタッフ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務スタッフ) 3 政策企画局内の動員計画に関すること (総務スタッフ) 4 政策企画局内の連絡調整に関すること (総務スタッフ)
		秘書班	秘書課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること (秘書スタッフ) 2 災害見舞・視察者等主要来県者の接遇に関すること (秘書スタッフ) 3 災害功労者の表彰に関すること (総務グループ)
		統計調査班	統計調査課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 政策企画班の応援に関すること (全グループ) 2 広報班の応援（情報の集約・整理）に関すること (全グループ) 3 広域防災拠点の動員に関すること (全グループ) 4 事務局の応援に関すること (全グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	総務班	総務課長	【災害応急対策】 1 災害警戒本部に関する事 (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務予算グループ) 3 総務部内の動員計画に関する事 (総務予算グループ) 4 総務部内の連絡調整に関する事 (総務予算グループ) 5 私立学校の被害調査に関する事 (私学・県立大学室) 6 文部科学省への報告に関する事 (私学・県立大学室) 7 県立大学の被害状況把握に関する事 (私学・県立大学室) 8 事務局の応援 (本部連絡員等からの情報受理等) (総務予算グループ) 9 部内の広域防災拠点動員の調整に関する事 (総務予算グループ) 【災害復旧対策】 1 災害復旧に係る激甚災害指定の場合の私学への助成に関する事 (私学・県立大学室)
		人事班	人事課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 災害対策関係職員の動員に関する事 (人事グループ) 2 職員の相互応援及び職員の派遣要請に関する事 (人事グループ) 3 職員の被災状況の調査及び取りまとめに関する事 (職員グループ) 4 職員の被災給付に関して、地共済との連絡調整に関する事 (職員グループ)
		財政班	財政課長	【災害応急対策】 1 予算措置に関わる被災状況の把握に関する事 (全グループ) 2 予算措置状況等の確認・協議 (全グループ) 3 災害視察者等への陳情に関する事 (全グループ) 【災害復旧対策】 1 必要な補正予算の編成に関する事 (全グループ) 2 陳情書 (政府、国会) の作成に関する事 (全グループ)
		税務班	税務課長	【災害復旧対策】 1 県税の減免措置等の広報に関する事 (納税グループ) 2 県税の減免措置等の問い合わせに関する事 (納税グループ、課税グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	管財班	管財課長	【災害応急対策】 1 県庁本庁舎の被害状況の把握、応急対応に関すること (全グループ、スタッフ) 2 合同庁舎、集合庁舎、職員宿舍の被害状況の把握、応急対応に関すること (全グループ、スタッフ) 3 上記以外の県有財産の被害状況の把握、応急対応に関すること (全グループ、スタッフ) 4 県有財産の災害報告に関すること (全グループ、スタッフ) 【災害復旧対策】 1 県有財産の修繕、改修に関すること (全グループ、スタッフ) 2 災害救助用仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について協力すること (全グループ、スタッフ)
		営繕班	営繕課長	【災害応急対策】 1 災害対策活動の拠点となる建築物等の被害状況の把握、応急修理に関すること (全グループ) 【災害復旧対策】 1 災害救助仮設住宅の建設及び災害対策活動の拠点となる建築物の復旧に関すること (全グループ) 2 被災した県有建築施設の復旧に関すること (全グループ)
		総務事務センター班	総務事務センター長	【災害応急対策】 1 総務部各班の応援に関すること (全グループ) 【災害復旧対策】 1 所管システムの復旧に関すること (全グループ)
広報部	部長 広報部長 副部長 広報室長	広報班	広報室長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 災害時における被害状況・応急対策等の県民への広報に関すること (全スタッフ) 2 災害時における放送要請に関する協定に基づく放送要請に関すること (全スタッフ) 3 災害時における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関すること (全スタッフ)
		県民対話班	県民対話室長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 災害対策についての陳情(市町村)に関すること (全スタッフ)
防災部	部長 防災部長 副部長 防災部次長	消防学校班	消防学校長	【災害応急対策】 1 事務局の応援(広域防災拠点の動員に関すること) (全スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
地域振興部	部長 地域振興部長 副部長 地域振興部 次長	地域政策班	地域政策課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 災害警戒本部に関する事 (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関する事 (政策企画スタッフ) 3 地域振興部内の動員計画に関する事 (総務予算グループ) 4 地域振興部内の連絡調整に関する事 (総務予算グループ、政策企画スタッフ) 5 事務局の応援に関する事 (全グループ) 6 電力事業者の被害状況の把握に関する事 (地域エネルギースタッフ)
		しまね暮らし推進班	しまね暮らし推進課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 地域政策班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		市町村班	市町村課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 被災市町村からの相談に関する事 (全グループ) 2 被災市町村に対する行財政支援に関する事 (全グループ) 3 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		情報政策班	情報政策課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 「全県域WAN」に係る被害状況の把握に関する事 (システム管理グループ) 2 重要情報システム(職員ポータル、全庁共有F S、メールシステム、オープン基盤、総合行政ネットワーク(LGWAN)等)に係る被害状況の把握、応急対応及び復旧支援に関する事 (システム企画グループ、システム管理グループ、システム最適化グループ) 3 県のホストコンピュータに係る被害状況の把握及び復旧支援に関する事 (システム最適化グループ) 4 県の情報通信関連機器に係る被害状況の把握及び復旧対応に関する事 (システム管理グループ) 5 ホームページによる災害情報の提供に係る公開系基盤の被害状況の把握に関する事 (システム管理グループ) 6 他グループの応援に関する事 (情報政策グループ) 7 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		交通対策班	交通対策課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 災害時における公共交通機関(鉄道・バス・船舶・航空機)の被害及び運行状況の把握に関する事 (地域交通スタッフ、航空スタッフ) 2 災害時における輸送力の確保(民間)に関する事 (地域交通スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
環境生活部	部長 環境生活部長 副部長 環境生活部次長	環境生活 総務班	環境生活 総務課長	【災害応急対策】 1 災害警戒本部に関する事 (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務予算グループ) 3 環境生活部内の動員計画に関する事 (総務予算グループ) 4 環境生活部内の連絡調整に関する事 5 災害ボランティアの調整に関する事 (NPO活動推進室) 【災害復旧対策】 1 災害時の物価対策に関する事 (消費とくらしの安全室) 2 災害要望活動に伴う部内のとりまとめ (企画調整スタッフ)
		人権同和 対策班	人権同和 対策課長	【災害応急対策】 1 環境生活総務班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		文化 国際班	文化国際 課長	【災害応急対策】 1 環境生活総務班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ) 3 災害時における外国人への支援に関する事 (国際交流グループ) 4 災害時における県内在住外国人への情報提供に関する事 (国際交流グループ)
		自然 環境班	自然環境 課長	【災害応急対策】 1 自然公園施設の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関する事 (全グループ)
		環境 政策班	環境政策 課長	【災害応急対策】 1 環境生活総務班の応援に関する事 (全グループ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ)
		廃棄物 対策班	廃棄物 対策課長	【災害応急対策】 1 災害廃棄物の処理に関する事 (全グループ) 【災害復旧対策】 1 一般廃棄物処理施設の災害復旧対策に関する事 (施設整備グループ) 2 近隣市町村及び民間の廃棄物処理関連業界との連絡調整に関する事 (指導グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部 長 副部長 健康福祉部 次長	健康福祉 総務班	健康福祉 総務課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒本部に関すること (中核市移行支援スタッフ) 2 関係省庁の視察に関すること (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ) 3 健康福祉部内の動員計画に関すること (総務情報グループ) 4 健康福祉部内の連絡調整に関すること (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ) 5 報道機関等への情報提供に関すること (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ) 6 職員の配置及び派遣に関すること (総務情報グループ) 7 広域防災拠点の動員に関すること (予算経理グループ) 8 市町村が実施する要配慮者対策に係る他団体への協力要請に関すること (総務情報グループ、予算経理グループ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関等への情報提供に関すること (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ) 2 陳情要望等に関すること (中核市移行支援スタッフ、企画調整スタッフ)
		地域福祉班	地域福祉 課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社島根県支部及び島根県社会福祉協議会との連絡調整に関すること (地域福祉グループ) 2 社会福祉施設の被害の情報収集及び報告に関すること (福祉基盤・指導監査スタッフ) 3 救護施設の被害状況の把握及び報告に関すること (生活保護グループ、生活保護・生活困窮者支援スタッフ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災世帯に対する災害救護資金・生活福祉資金の融資に関すること (地域福祉グループ) 2 災害弔慰金等の支給に関すること (地域福祉グループ) 3 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること (生活保護グループ、生活保護・生活困窮者支援スタッフ) 4 救護施設等の災害復旧に関すること (生活保護グループ)
		医療政策班	医療政策 課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること (地域医療支援第2グループ) 2 医療、助産施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること (医事グループ) 3 医療関係者養成施設の災害対策に関すること (看護職員確保グループ) 4 広域災害医療情報システムに関すること (地域医療支援第2グループ) 5 医療チームの受け入れ、配置調整に関すること (地域医療支援第2グループ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設、医療関係者養成施設の災害復旧に関すること (看護職員確保グループ、地域医療支援第1グループ、地域医療支援第2グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長	健康推進班	健康推進課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 住民の健康対策に関すること (健康増進グループ、保健指導スタッフ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導、栄養指導に関すること ・市町村の災害時保健活動の支援に関すること <p>2 災害救助の応援に関すること (疾病療養支援グループ、保健指導スタッフ)</p> <p>3 厚生労働省所管補助施設の被害の情報収集及び報告に関すること (母子・難病支援グループ、健康増進グループ、医療保険グループ)</p> <p>4 保健活動チームの派遣調整に関すること (保健指導スタッフ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 市町村保健業務の支援に関すること (健康増進グループ、保健指導スタッフ)</p> <p>2 国民健康保険保険者の災害対策に関すること (医療保険グループ)</p>
	副部長 健康福祉部次長	高齢者福祉班	高齢者福祉課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 老人福祉施設等の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること (在宅サービスグループ、施設サービスグループ)</p> <p>2 被災した高齢者の施設への一時受け入れ又は在宅サービスの提供等の調整・支援に関すること (運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ、介護保険スタッフ、地域包括ケア推進室)</p> <p>3 被災した高齢者に対するメンタルヘルスキアの連絡・調整に関すること (運営支援グループ、在宅サービスグループ、施設サービスグループ、介護保険スタッフ、地域包括ケア推進室)</p> <p>4 義援物資の受付及び配分に関すること (高齢社会・援護恩給グループ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 老人福祉施設の災害復旧に関すること (在宅サービスグループ、施設サービスグループ)</p> <p>2 被災した中国残留邦人等世帯に対する支援給付の適用に関すること (高齢社会・援護恩給グループ)</p>

部	部 長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部 長 副部長 健康福祉部 次長	青少年 家庭班	青 少 年 家 庭 課 長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 児童福祉施設（保育に関する施設及び障害児施設を除く）の被害の情報収集及び報告に関すること （児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ、母子福祉グループ）</p> <p>2 施設設置者に対する代替施設での養護、助産及び母子保護の実施等の助言・指導・調整に関すること （児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ、母子福祉グループ）</p> <p>3 要保護児童の収容の調整に関すること （児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ）</p> <p>4 災害救助の応援に関すること （青少年育成スタッフ）</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 被災した児童に対する心理ケアに関すること （児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ）</p> <p>2 被災した世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること （母子福祉グループ）</p> <p>3 児童福祉施設（保育に関する施設及び障害児施設を除く）の災害復旧に関すること （児童・家庭相談支援スタッフ、児童福祉グループ、母子福祉グループ）</p>
		子ども・ 子 育 て 支 援 班	子 ども ・ 子 育 て 支 援 課 長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 児童福祉施設（保育に関する施設に限る）及び放課後児童クラブの被害の情報収集及び報告に関すること （保育支援グループ、子育て支援グループ）</p> <p>2 市町村・施設設置者に対する代替施設での保育の実施等の助言・指導・調整に関すること （子育て支援グループ、保育支援グループ）</p> <p>3 災害救助の応援に関すること （企画推進グループ）</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 児童福祉施設（保育に関する施設に限る）及び放課後児童クラブの災害復旧に関すること （保育支援グループ、子育て支援グループ）</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部		障がい福祉班	障がい福祉課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障害児施設）の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること（自立支援給付グループ） 2 被災した障がい児・者の施設への一時受け入れの調整・支援に関すること（療育支援グループ、就労支援スタッフ） 3 被災者に対するメンタルヘルスケアの連絡・調整に関すること（自立支援医療グループ） 4 精神保健医療に関する情報収集・発信及び、精神科医療機関等の支援に関すること（自立支援医療グループ） 5 DPATの派遣及び受け入れに関すること（自立支援医療グループ） 6 災害救助の応援に関すること（計画推進グループ） <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設（障害児施設）の災害復旧に関すること（自立支援給付グループ）
		薬事衛生班	薬事衛生課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水の広域的支援に関すること（水道グループ） 2 応急飲料水の衛生指導に関すること（水道グループ） 3 水道施設の被害状況の把握に関すること（水道グループ） 4 水道施設の応急復旧の広域的支援に関すること（水道グループ） 5 医薬品及び衛生材料の調達（流通）に関すること（薬事・営業指導グループ） 6 緊急用血液の連絡調整に関すること（薬事・営業指導グループ） 7 火葬場の被害状況の把握に関すること（薬事・営業指導グループ） 8 広域火葬の支援及び調整に関すること（薬事・営業指導グループ） 9 毒劇物製造施設の被災状況の把握に関すること（薬事・営業指導グループ） 10 毒劇物製造施設と関係機関との連絡調整に関すること（薬事・営業指導グループ） 11 供給食品の衛生管理の指導に関すること（食品衛生グループ） 12 食品供給施設（避難所、炊き出し施設、学校給食施設、営業施設等）の衛生指導に関すること（食品衛生グループ） 13 愛玩動物及び特定動物の避難・収容に関すること（食品衛生グループ） 14 感染症の予防及びまん延防止に関すること（感染症グループ） 15 感染症患者等への医療の提供、患者等の移送に関すること（感染症グループ） <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の衛生指導に関すること（水道グループ） 2 水道施設の災害復旧対策に関すること（水道グループ） 3 生活衛生関係営業の衛生確保の指導に関すること（薬事・営業指導グループ）

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次長	保健環境 科 学 研 究 班	保健環境 科学研 究 所 長	【災害応急対策】 1 衛生試験及び検査に関すること (細菌科、ウイルス科) 2 環境試験及び検査に関すること (大気環境科、水環境科) 3 災害救助の応援に関すること (総務企画情報課)
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	農林水産 総 務 班	農林水産 総務課長	【災害応急対策】 1 災害警戒本部に関すること (総務グループ他) 2 関係省庁の視察に関すること (総務グループ) 3 農林水産部内の動員計画に関すること (総務グループ) 4 農林水産部内の連絡調整に関すること (総務グループ他) 5 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関すること (総務グループ) 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務グループ)
		農 業 経 営 班	農業経営 課 長	【災害応急対策】 1 農作物の応急技術指導に関すること (技術普及グループ、農業技術センター普及調整グループ) 2 管理する農業用施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること (技術普及グループ) 3 県が管理する国有農地の被害状況の把握と応急対策に関すること (農地調整グループ) 4 農業共同利用施設の被害状況の把握と応急対策に関すること (農業団体グループ) 5 制度資金に係る施設の被害状況の把握と償還猶予に関すること (農業金融グループ) 【災害復旧対策】 1 農作物の復旧技術指導に関すること (技術普及グループ、農業技術センター普及調整グループ) 2 管理する農業用施設等の災害復旧対策に関すること (技術普及グループ) 3 県が管理する国有農地の災害復旧対策に関すること (農地調整グループ) 4 農業共同利用施設の災害復旧対策に関すること (農業団体グループ) 5 農業災害補償に関すること (農業団体グループ) 6 被害農家に対する融資に関すること (農業金融グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	農産園芸班	農産園芸課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 食糧の確保（流通）及びあっせんに関する事 （農政グループ他）</p> <p>2 農産物等の被害状況の把握に関する事 ・米、麦、大豆（水田農業グループ） ・野菜、果樹、花き、特作（野菜・花きグループ、果樹グループ）</p> <p>3 農畜産物等の被害報告の取りまとめに関する事 （農政グループ）</p> <p>4 農作物の病虫害防除対策に関する事 （農産物安全グループ）</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 農産物等の復旧対策に関する事（各グループ）</p> <p>2 種苗、生産資材等に関する事 ・米、麦、大豆（水田農業グループ） ・野菜、果樹、花き、特作（野菜・花きグループ、果樹グループ） ・農薬、肥料（農産物安全グループ）</p> <p>【その他】</p> <p>1 農業気象に関する事（農政グループ）</p>
		畜産班	畜産課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 畜産物等の被害状況の把握に関する事 （しまね和牛振興グループ、酪農・養鶏・養豚振興グループ） ・畜舎 ・家畜 ・畜産物</p> <p>2 家畜の飼料確保に関する事（しまね和牛振興グループ）</p> <p>3 畜産物の流通経路のに関する事（畜政グループ）</p> <p>4 家畜の避難・収容等に関する事 （酪農・養鶏・養豚振興グループ）</p> <p>5 家畜伝染病予防その他家畜衛生に関する事 （家畜衛生グループ）</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 畜産物等の復旧対策に関する事（各グループ）</p>
	しまねブランド推進班	しまねブランド推進課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 卸売市場施設の被害状況の把握に関する事 （農林水産品グループ）</p>	

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	農村整備班	農村整備課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 農地、農業用施設及び集落排水施設等の農村生活環境施設が被災した場合の応急対策の支援に関すること (農村基盤グループ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 農地、農業用施設及び集落排水施設等の農村生活環境施設が被災した場合の復旧対策の支援に関すること (農村基盤グループ)</p>
		農地整備班	農地整備課長	<p>【災害応急対策・災害復旧対策】</p> <p>1 農地、農業用施設、農村環境施設の被災状況の把握、災害報告に関すること (防災グループ)</p> <p>2 農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設の被災状況の把握、災害報告に関すること (防災グループ、農道整備グループ)</p> <p>3 国営中海土地改良事業造成施設のうち、県が管理を受託している部分の被災状況の把握、被害報告、災害対策に関すること (国営事業対策室)</p> <p>4 土地改良施設の災害対策に関すること (水利グループ、防災グループ、農道整備グループ)</p> <p>5 農村振興局所管の地すべり防止施設、海岸保全施設の災害対策に関すること (防災グループ、農道整備グループ)</p> <p>6 農地防災ダムの管理に関すること (防災グループ)</p>
		林業班	林業課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 林業関係被害の応急対策の支援に関すること (林政企画グループ)</p> <p>2 県立森林公園施設の災害状況の把握、応急対応、災害報告に関すること (水と緑の森づくりグループ、緑化センター管理スタッフ)</p> <p>3 林産物及び施設の災害対策に関すること (木材振興室)</p> <p>4 災害対策用木材、薪炭の対策に関すること (木材振興室)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 林業関係被害の復旧対策の支援に関すること (林政企画グループ)</p> <p>2 林業の災害金融に関すること (森林組合・担い手育成グループ)</p> <p>3 県立森林公園施設の災害復旧に関すること (水と緑の森づくりグループ、緑化センター管理スタッフ)</p> <p>4 林産物及び施設の災害対策に関すること (木材振興室)</p> <p>5 災害対策用木材、薪炭の対策に関すること (木材振興室)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林水産部次長	森林整備班	森林整備課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 治山関係の被害状況の把握、災害報告に関すること (治山グループ)</p> <p>2 災害時の野生鳥獣保護に関すること (鳥獣対策室)</p> <p>3 造林及び林業種苗の災害対策に関すること (森林育成・間伐グループ)</p> <p>4 林道の災害対策に関すること (林道グループ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 治山関係の災害復旧に関すること (治山グループ)</p> <p>2 造林及び林業種苗の災害対策に関すること (森林育成・間伐グループ)</p> <p>3 林道の災害対策に関すること (林道グループ)</p> <p>4 災害時における森林病虫害に関すること (森林育成・間伐グループ)</p>
		水産班	水産課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 災害時における漁船に関すること (漁業管理グループ)</p> <p>2 水産施設の災害対策に関すること (団体・流通グループ、水産しまね振興室)</p> <p>3 水産物の災害対策に関すること (団体・流通グループ、水産しまね振興室)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 漁業被災に対する融資に関すること (水産しまね振興室)</p> <p>2 水産施設の災害復旧対策に関すること (水産しまね振興室)</p>
		漁港漁場整備班	漁港漁場整備課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 県が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策に関すること (管理グループ、整備グループ)</p> <p>2 市町村が管理する漁港施設等の被害状況の把握、災害報告及び応急対策の指導に関すること (管理グループ、整備グループ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 県が管理する漁港施設等の災害復旧対策に関すること (管理グループ、整備グループ)</p> <p>2 市町村が管理する漁港施設等の災害復旧対策の指導に関すること (管理グループ、整備グループ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	商工政策班	商工政策課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒本部に関すること (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関すること (総務予算グループ) 3 商工労働部内の動員計画に関すること (総務予算グループ) 4 商工労働部内の連絡調整に関すること (総務予算グループ) 5 商業及び鉱工業関係被害状況の収集に関すること (総務予算グループ) 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務予算グループ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害要望活動に伴う部内とりまとめ (政策企画スタッフ)
		観光振興班	観光振興課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光関連団体等に対する災害に関する情報提供に関すること (観光企画グループ) 2 観光施設の被害状況の把握に関すること (観光企画グループ) 3 観光客・県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること (誘客推進グループ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光関連産業に関する風評被害防止対策、誘客回復対策に関すること (広報戦略グループ、誘客推進グループ、国際観光グループ)
		しまねブランド推進班	しまねブランド推進課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物産観光施設の被害状況の把握に関すること (物産企画グループ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県産品に関する風評被害防止対策に関すること (物産企画グループ)
		産業振興班	産業振興課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 テクノアークしまねの被害状況の把握、応急対策、災害報告に関すること (総務企画グループ) 2 しまね産業振興財団の被害状況の把握と、財団との連絡調整に関すること (総務企画グループ)
		企業立地班	企業立地課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 立地企業に対する災害に関する情報提供に関すること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ) 2 県内工業団地の被害状況の把握、応急対応、災害報告に関すること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ) 3 誘致企業の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関すること (立地推進第1グループ、立地推進第2グループ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
商工労働部	部長 商工労働部長 副部長 商工労働部次長	中 小 企業班	中小企業 課 長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業に対する災害に関する情報提供に関すること (団体商業グループ) 2 被害状況の情報収集・把握に関すること (金融グループ、団体商業グループ、経営力強化支援室) 3 生活必需品の調達・輸送に関すること (団体商業グループ) 4 広域防災拠点の動員に関すること (金融グループ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災中小企業に対する緊急融資金融制度の創設に関すること (金融グループ) 2 臨時経営相談窓口、巡回相談会に関すること (金融グループ、団体商業グループ、経営力強化支援室) 3 中小企業信用保険法特例措置の適用に関すること (金融グループ) 4 商業関係施設の災害対策に関すること (団体商業グループ)
		雇 用 政策班	雇用政策 課 長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局・公共職業安定所との連絡調整に関すること (雇用対策グループ) 2 高等技術校の被災状況確認に関すること (職業能力開発グループ) 3 雇用促進住宅について高齢・障害・求職者支援機構との連絡調整に関すること (労働福祉グループ) 4 広域防災拠点の動員に関すること <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難者・被災者の雇用機会の確保について島根労働局・公共職業安定所との連絡調整に関すること (雇用対策グループ)
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	土 木 総務班 (総括・ 総務班)	土木総務 課 長	<p>【災害応急対策・災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒本部に関すること 2 土木部災害対策本部に関すること 3 関係省庁の視察に関すること 4 土木部内の動員計画 (応援要員等の派遣等) に関すること 5 土木部内の連絡調整に関すること 6 市町村への応援要員の派遣に関すること 7 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること 8 土木部の広報に関すること 9 応急復旧工事の円滑化に関すること
		技 術 管理班 (事業調 整班)	技術管理 課 長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 島根県建設業協会との連絡調整に関すること 2 国土交通省中国地方整備局との連絡調整に関すること 3 応急復旧工事の円滑化に関すること (土木総務課対応分を除く) 4 災害対策用の資機材の調整等に関すること

部	部 長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	用 地 対策班 (道路広 報班)	用地対策 課 長	【災害応急対策】 1 道路規制・道路啓開等の広報（HP掲載）に関する事
		道 路 維持班 (道路規 制班)	道路維持 課 長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 県管理道路の被害・通行規制情報の収集・連絡、災害復旧に 関すること 2 市町村道路の被害情報の収集・連絡、応急対策・災害復旧に関 すること 3 隣接県の道路の情報収集に関する事 4 占用関係者の情報収集・連絡に関する事 5 他機関への情報連絡に関する事 6 事業実施箇所（道路維持課所管）の災害対策に関する事
		道 路 建設班 (道路啓 開班)	道路建設 課 長	【災害応急対策】 1 県管理道路の道路啓開、孤立地区対策に関する事 2 事業実施箇所（道路建設課所管）の災害対策に関する事
		高速道路 推 進 班 (高速道 路班)	高速道路 推進課長	【災害応急対策】 1 直轄・NEXCO管理道路の情報収集・連絡調整に関する事 と
		河川班	河川課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 島根県水防計画に関する事 2 河川・海岸施設の災害対策に関する事 3 ダム（占用ダム含む）の災害対策に関する事 4 事業実施箇所（河川課所管）の災害対策に関する事
		斐伊川 神戸川 対策班 (直轄河 川班)	斐 伊 川 神 戸 川 対策課長	【災害応急対策】 1 直轄河川の情報収集・連絡調整に関する事 2 河川班の応援に関する事
		港 湾 空港班	港湾空港 課 長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 港湾施設（県・市町村管理）の応急対策、被害箇所とりまと め、災害復旧に関する事 2 空港施設の応急対策、被害箇所とりまとめ、災害復旧に関す る事 3 港湾啓開に関する事 4 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び災害報告に関す る事 5 事業実施箇所（港湾空港課所管）の災害対策に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
土木部	部長 土木部長 副部長 土木部次長	砂防班	砂防課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 公共土木施設災害の調査等に関する事 2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の応急対策・災害復旧に関する事 3 土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ災害に関する事 4 防災情報に関する事(土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報) 5 事業実施箇所(砂防課所管)の災害対策に関する事
		都市計画班 (都市計画施設班)	都市計画課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 都市公園(県・市町村管理)の応急対策・災害復旧に関する事 2 堆積土砂排除に関する事 3 事業実施箇所(都市計画課所管)の災害対策に関する事 4 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事 5 被災宅地危険度判定に関する事
		下水道推進班 (下水道班)	下水道推進課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 県管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事 2 市町村管理下水道施設の応急対策・災害復旧に関する事 3 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事
		建築住宅班	建築住宅課長	【災害応急対策・災害復旧対策】 1 公営住宅(県営・市町村営)の応急対策・災害復旧に関する事 2 国土交通省及び関係機関との連絡調整及び報告に関する事 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 4 住宅支援制度に関する事

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
出納部	部長 出納局長 副部長 会計課長	会計班	会計課長	【災害応急対策】 1 災害警戒本部に関する事 (総務グループ) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務グループ) 3 出納局内の動員計画に関する事 (総務グループ) 4 出納局内の連絡調整に関する事 (総務グループ) 5 災害時における庁用自動車等の運行に関する事 (総務グループ) 6 部内の広域防災拠点動員の調整に関する事 【災害復旧対策】 1 県に寄託された義援金の受付、収入調定及び払出に関する事 (総務グループ) 2 災害時における庁用自動車等の運行に関する事 (総務グループ) 3 財務会計システムの復旧に関する事 (財務電算グループ)
		審査班	審査指導課長	【災害復旧対策】 1 県に寄託された義援金の収納に関する事 (審査第一グループ、資金・国費グループ)
企業部	部長 企業局長 副部長 企業局次長	総務班	総務課長	【災害応急対策】 1 災害警戒本部に関する事 (総務予算グループ) 2 関係省庁の視察に関する事 (総務予算グループ) 3 企業局内の動員計画に関する事 (総務予算グループ) 4 企業局内の連絡調整に関する事 (総務予算グループ) 5 企業財産の災害調査に関する事 (経理グループ) 6 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ、スタッフ) 【災害復旧対策】 1 災害関係費の予算措置に関する事 (総務予算グループ)
		経営班	経営課長	【災害応急対策】 1 受水団体及び受水企業との連絡調整に関する事 (全グループ、スタッフ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ、スタッフ)
		施設班	施設課長	【災害応急対策】 1 発電施設(えん堤を含む)、上工水道施設及び工業団地施設の被害状況の把握、応急対策、災害報告に関する事 (全グループ、スタッフ) 2 広域防災拠点の動員に関する事 (全グループ、スタッフ) 【災害復旧対策】 1 発電施設(えん堤を含む)、上工水道施設及び工業団地施設の災害復旧対策に関する事 (全グループ、スタッフ) 2 災害時における発電施設及び上工水道施設の運転計画に関する事 (全グループ、スタッフ)

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
病院部	部長 病院局長 副部長 病院局次長	県立 病院班	県立病院 課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 県立病院の被害の情報収集、報告及び災害対策に関すること (総務企画スタッフ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>2 県立病院の災害復旧に関すること (総務企画スタッフ)</p>
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	総務班	総務課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 災害警戒本部に関すること (総務グループ)</p> <p>2 関係省庁の視察に関すること (総務グループ)</p> <p>3 教育庁内の動員計画に関すること (総務グループ)</p> <p>4 教育庁内の連絡調整に関すること (総務グループ)</p> <p>5 公立学校及び教育施設の被害状況把握のとりまとめに関すること (総務グループ)</p> <p>6 教育関係被害等の情報の発表に関する各班の連絡調整、報告、情報提供に関すること (総務グループ)</p> <p>7 他県(教育委員会)からの応援要請に関すること (総務グループ)</p> <p>8 教育部各班の応援に関すること (政策企画スタッフ、人事法令グループ、給与グループ、 予算経理グループ)</p> <p>9 市町村教育委員会との連絡調整に関すること (総務グループ)</p> <p>10 部内の広域防災拠点動員の調整に関すること (総務グループ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 教育庁内の復旧支援策の集約及び報告、情報提供に関すること (総務グループ)</p> <p>2 広報・広聴に関すること (総務グループ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	教育 施設班	教育施設 課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 県立学校施設の被害状況の把握、応急対応及び災害被害の報告に関すること (全グループ)</p> <p>2 市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の被害状況の把握、応急対応及び災害被害の報告に関すること (全グループ)</p> <p>3 上記1、2の施設について被害状況の把握並びに建物の応急危険度判定等、技術的指導及び助言に関すること (財産管理・指導スタッフ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 県立学校の復旧事業の執行に関すること (全グループ)</p> <p>2 市町村立学校、社会体育施設、社会教育施設の災害復旧事業について事務的支援に関すること (全グループ)</p> <p>3 上記1、2の施設の復旧事業費の算定にあたっての技術的な支援に関すること (財産管理・指導スタッフ)</p>
		学 校 企画班	学校企画 課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 教育部各班の応援に関すること (管理・支援グループ、情報・運営グループ、企画人事スタッフ、人材育成スタッフ、県立学校改革推進室)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 被災生徒の育英奨学に関すること (管理・支援グループ)</p>
		教 育 指導班	教 育 指導課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 り災児童・生徒の被害状況の把握と支援に関すること (子ども安全支援室)</p> <p>2 応急教育の指導に関すること (学力育成スタッフ、地域教育推進室)</p> <p>3 教育センターの被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (教育振興グループ)</p> <p>4 教育部各班の応援に関すること (教育振興グループ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 教科書の給与に関すること (学力育成スタッフ)</p>
		特別支援 教育 班	特別支援 教育課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 応急教育に関すること (指導スタッフ)</p> <p>2 教育部各班の応援に関すること (企画グループ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 災害救助用教科書の給与についての協力に関すること (指導スタッフ)</p> <p>2 被災生徒の育英奨学に関すること (企画グループ)</p>

部	部長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	保健 体育班	保健体育 課長	<p>【災害応急対策・災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災教育施設の臨時環境衛生検査の支援に関すること (健康づくり推進室) 2 感染症、食中毒の発生状況の把握、応急対策及び災害報告に関すること (健康づくり推進室) 3 心のケアが必要な児童生徒の実態の把握及び支援に関すること (健康づくり推進室) 4 学校給食の中止状況等の把握及び支援に関すること (健康づくり推進室) 5 学校給食物資の亡失状況の把握及び関係機関への連絡に関すること (健康づくり推進室) 6 学校給食調理場の炊き出しへの利用状況の把握、衛生管理等の指導及び支援に関すること (健康づくり推進室) 7 所管する県立社会体育施設の被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (生涯スポーツ振興グループ) 8 教育部各班の応援に関すること (学校体育・競技スポーツ振興グループ)
		社会 教育班	社会教育 課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管する県立社会教育施設の被害状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (生涯学習振興グループ) 2 教育部各班の応援に関すること (社会教育グループ) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管する県立社会教育施設の災害対策に関すること (生涯学習振興グループ)
		人権同和 教育班	人権同和 教育課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育部各班の応援に関すること (調整グループ、指導グループ)
		文化財班	文化財 課長	<p>【災害応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の被害状況の把握・応急対応、被害報告に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ) 2 所管する庁舎及び県立施設の被災状況の把握、応急対策及び連絡調整に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ、古代文化センター) 3 教育部各班の応援に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ、世界遺産室、古代文化センター) <p>【災害復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の災害復旧に関すること (文化財スタッフ) 2 所管する県立施設及び収蔵品の災害対策に関すること (文化財スタッフ、管理指導スタッフ、古代文化センター)

部	部 長 副部長	班	班長	事務分掌
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長	福利班	福利課長	<p>【災害応急対策】</p> <p>1 教職員住宅の災害にすること (管理グループ)</p> <p>2 教育部各班の応援に関すること (管理グループ、健康指導スタッフ)</p> <p>【災害復旧対策】</p> <p>1 教職員のり災給付に関すること (共済、互助会)</p>

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長	警備幕僚 (兼) 警備部長	総括班	警備第二課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置、運営及び各班の調整に関すること 2 災害警備の総括に関すること 3 警察庁、管区警察局等への報告連絡に関すること 4 関係機関との連絡調整に関すること 5 特別派遣部隊の援助要求に関すること 6 警察署への支援要員派遣に関すること 7 警備実施の記録に関すること 8 他の班に属さない事項に関すること
			情報班	警備第一課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、分析、検討に関すること 2 被害調査及び被害集計に関すること 3 治安情報の収集、分析に関すること 4 総括班への情報伝達に関すること 5 職員及びその家族の安否確認に関すること
			実施班	危機管理対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備実施方針に関すること 2 警備部隊の編成、運用及び応援派遣に関すること 3 避難誘導、救出救護等に関すること 4 行方不明者の捜索に関すること 5 遺体の収容及び遺体安置所の警戒に関すること 6 津波予警報、地震情報等の伝達に関すること 7 被災地における警衛・警護に関すること
			放射性物質対処班 (原子力災害時)	(兼) 危機管理対策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 放射線量のモニタリングに関すること 2 放射線教育、被ばく線量の管理等に関すること
			特命班	外事情報室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部長の特命事項に関すること
	交通幕僚 交通部長	交通総括班	交通企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通対策の総括・調整に関すること 	
		交通規制班	交通規制課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通規制の実施に関すること 2 避難路、緊急交通路及び迂回路の確保に関すること 3 主要道路における放置車両の措置に関すること 4 緊急交通車両等の確認事務に関すること 5 道路被害、道路障害、交通渋滞状況等交通状況の収集及び交通広報に関すること 6 交通管制センターの運用に関すること 7 交通安全施設の維持管理及び修理に関すること 8 交通検問所の運用に関すること 9 道路管理者との協議に関すること 	
		交通捜査班	交通指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における交通事故・事件の捜査指揮に関すること 2 交通関係応援部隊の運用に関すること 	

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌	
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	交通幕僚 交通部長	運 転 免 許 対 策 班 (必要により設置)	運転免許課長	1 運転免許に関すること	
			交 通 特 命 班	交通機動隊長	1 交通部関係の特命事項に関すること	
		警務幕僚 (兼) 警務部長	支 援 対 策 班	会 計 課 長 施設装備 統 括 官	警務課長	1 予算に関すること 2 警備要員の宿泊、補給に関すること 3 警察施設の被害調査に関すること 4 警察施設の機能移転（復旧）に関すること 5 車両、装備資機材の調達・運用に関すること 6 機動装備隊の運用に関すること 7 各種燃料、給油先の確保に関すること
						1 職員の公務災害に関すること 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する こと
						1 警察庁支援対策室及び支援対策部隊の受入等に 関すること 2 受援連絡隊の運用に関すること 3 特別派遣部隊の受入れに関すること
			遺族・被災者 支援班	広報県民課長	1 遺族・被災者の支援に関すること 2 警察相談に関すること	
			学 校 長	広 報 官	1 報道機関との連絡調整に関すること 2 災害広報（ウェブサイト等）に関すること	
			遺失拾得物 対 策 班 (必要により設置)	会 計 課 監 察 官	1 流出等による遺失拾得物の処理・保管対策に関する こと	
			情 報 管 理 班	情 報 管 理 課 長	1 情報管理システムの維持、復旧に関すること 2 データの保護に関すること 3 情報の分析、提供に関すること 4 被害調査結果の電算処理に関すること	
			訟 務 班	監 察 課 長	1 訟務対策に関すること 2 警察活動に対する苦情等の処理に関すること	

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	警務幕僚 (兼) 警務部長	留置班	留置管理 室長	1 被留置者の取扱いに関する事
		首席 監察官 学校長	救護班	厚生課長	1 警備要員の救護及び健康管理に関する事 2 職員、家族の被害調査及び救護対策に関する事 3 救急用機材、医薬品等の配達配分に関する事 4 医療機関との連絡調整に関する事
		刑事幕僚 刑事部長	捜査 総括班	刑事企画 課長	1 被災地における犯罪情勢の把握及び刑事広報に関する事
			捜査班	組織犯罪 対策課長 捜査第二 課長	1 災害に便乗した犯罪捜査に関する事 2 外国人問題に関する事
			検視班	捜査第一 課長 鑑識課長	1 検視に関する事 2 検視隊の運用に関する事 3 遺体収容、検視施設等の確保に関する事 4 遺体の身元確認と身元不明者の手配に関する事 5 遺族の接遇及び遺体の引渡しに関する事 6 医師会等関係機関との連絡調整に関する事 7 鑑識活動に関する事
		生活安全 幕僚 生活安全 部長	生活 安全班	生活安全 企画課長	1 警備業協会との情報連絡及び指導運用に関する事 2 自主防犯組織の指導に関する事 3 ボランティア団体との連携に関する事 4 生活安全情報の収集及び提供に関する事 5 被災世帯名簿の作成に関する事 6 地域安全活動に関する事 7 銃砲・刀剣・火薬類の措置に関する事
			安 全 対策班	少年女性 対策課長	1 行方不明者の相談に関する事 2 被災地の少年対策に関する事
			地域班	地域課長	1 被災地域の警戒活動に関する事 2 移動交番、臨時交番の設置運用に関する事 3 避難所及び避難民対策に関する事 4 警ら用無線自動車の配備運用に関する事 5 警察用航空機の運用に関する事 6 避難誘導等に従事する警察官の安全確保に関する事

部	部長 副部長	幕僚	班名	班長	事務分掌
公安部	部長 警察本部長 副部長 警務部長 警備部長	生活安全 幕僚	通信 指令班	通信指令 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信指令業務に関する事 2 無線通信の運用に関する事 3 通信統制に関する事
		生活安全 部長	保安班	生活環境 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 悪徳商法、暴利行為等生活経済事犯の取締りに関する 事 2 危険物の指導取締りに関する事 3 毒劇・危険物への対応に関する事
		通信幕僚 情報通信 部長	通信班	機動通信 課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の運用に関する事 2 機動警察通信隊の運用に関する事 3 通信機器の受援に関する事 4 映像伝送の運用に関する事

別表第2（第5条関係）

		事務分掌
事務局 （防災部 消防総務 課・防災危 機管理課・ 原子力安全 対策課）	事務局長 防災部 防災危機管 理課長	【災害応急対策】 1 災害警戒本部、災害対策本部及び現地災害対策本部に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ) 2 本部連絡員会議に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ) 3 各部、各班（地区本部、県外連絡部を含む）の調整に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ) 4 防災関係機関との連絡調整に関すること (各グループ、原子力安全対策課) 5 内閣府及び総務省消防庁への災害報告に関すること (総務保安グループ、消防グループ) 6 自衛隊の災害派遣等及びそれに伴う現地連絡員の派遣に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ) 7 気象予報（2次災害対応）に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ、防災情報グループ) 8 被害状況の収集及び市町村の災害体制の把握に関すること (各グループ、原子力安全対策課) 9 災害情報の発表に伴う関係課との連絡調整、報告に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ) 10 通信事業者の被害状況の把握に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ、防災情報グループ) 11 防災情報システム及び震度情報ネットワークシステムの運用に関すること (防災情報グループ) 12 防災行政無線の運用統制に関すること (防災情報グループ) 13 非常通信の運用に関すること (防災情報グループ) 14 衛星車載局の運用に関すること (防災情報グループ) 15 災害時における危険物、高圧ガス、都市ガス、火薬類等の被害状況の把握及び保安 に関すること (総務保安グループ) 16 広域防災拠点、浜田防災備蓄倉庫の物品管理、運用に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ) 17 災害時の防災ヘリの運航に関すること (防災航空管理所) 18 広域応援要請の調整に関すること（他県及び県内市町村間） (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ) 19 緊急消防援助隊事務に関すること (消防グループ) 20 県民からの問い合わせ、その情報の提供に関すること (防災危機管理第一グループ、防災危機管理第二グループ、原子力安全対策課) 21 原子力施設の状況に関すること (原子力安全対策課) 22 災害救助法に関すること (防災危機管理第二グループ) 23 環境放射能対策に関すること (原子力環境センター)
		【災害復旧対策】 1 被災者生活再建支援金の支給事務に関すること (防災危機管理第二グループ)

別表第3（第9条、第13条関係）

地区災害 対策本部	位 置	構成機関	所管区域
松江地区 災害対策本部	松江県土整備事務所	東部県民センター、松江保健所、東部農林振興センター、東部農林振興センター松江家畜衛生部、松江水産事務所、松江県土整備事務所、宍道湖流域下水道管理事務所（東部浄化センター）、松江教育事務所、企業局東部事務所、松江警察署、安来警察署	松江市 安来市
雲南地区 災害対策本部	雲南県土整備事務所	東部県民センター雲南事務所、雲南保健所、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲家畜衛生部、雲南県土整備事務所、出雲教育事務所、雲南警察署	雲南市 仁多郡 飯石郡
出雲地区 災害対策本部	出雲県土整備事務所	東部県民センター出雲事務所、出雲保健所、東部農林振興センター出雲事務所、東部農林振興センター出雲家畜衛生部、松江水産事務所、出雲県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道管理事務所（西部浄化センター）、出雲教育事務所、出雲警察署	出雲市
大田地区 災害対策本部	県央県土整備事務所 大田事業所	西部県民センター県央事務所、県央保健所、西部農林振興センター県央事務所、西部農林振興センター川本家畜衛生部、浜田水産事務所、県央県土整備事務所大田事業所、浜田教育事務所、大田警察署	大田市
川本地区 災害対策本部	県央県土整備事務所	西部県民センター県央事務所（川本駐在）、県央保健所、西部農林振興センター県央事務所、西部農林振興センター川本家畜衛生部、県央県土整備事務所、浜田教育事務所、川本警察署	邑智郡
浜田地区 災害対策本部	浜田県土整備事務所	西部県民センター、浜田保健所、西部農林振興センター、西部農林振興センター川本家畜衛生部、浜田水産事務所、浜田県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター、浜田教育事務所、企業局西部事務所、浜田警察署、江津警察署	浜田市 江津市
益田地区 災害対策本部	益田県土整備事務所	西部県民センター益田事務所、益田保健所、西部農林振興センター益田事務所、西部農林振興センター益田家畜衛生部、浜田水産事務所、益田県土整備事務所、益田教育事務所、益田警察署、津和野警察署	益田市 鹿足郡
隠岐地区 災害対策本部	隠岐支庁県民局	隠岐支庁（県民局、隠岐保健所、農林局、水産局、県土整備局）、隠岐教育事務所、隠岐の島警察署、浦郷警察署	隠岐郡

別表第4（第10条、第11条、第12条、第13条関係）

班	班長	事務分掌	班の構成機関
総務班	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁県民局長</p> <p>(松江、雲南、出雲、川本、 浜田、益田地区本部) 県土整備事務所業務部長</p> <p>(大田地区本部) 県央県土整備事務所大田 事業所業務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部の運営並びに地区本部会議及び地区本部連絡員会議に関する事 2 対策本部並びに各班との連絡調整に関する事 3 地区防災委員会、その他関係機関との連絡調整に関する事 4 気象予報・警報等及び災害情報の伝達に関する事 5 災害状況の把握及び報告に関する事 6 市町村の災害対策の支援に関する事 7 商工労働関係の災害対策に関する事 (大田、川本、浜田、益田地区に関するものに限るものとし、浜田地区総務班が担当する。) 8 他地区総務班の応援に関する事 (松江、浜田地区に限るものとし、松江は雲南、出雲、浜田は川本、大田、益田を応援する。) 	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁県民局</p> <p>(松江、浜田地区本部) 県土整備事務所及び 県民センター</p> <p>(雲南、出雲、川本、 益田地区本部) 県土整備事務所及び 県民センター事務所</p> <p>(大田地区本部) 県央県土整備事務所 大田事業所及び県民 センター県央事務所</p>
保健班	<p>(全ての地区本部) 保健所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療的ケア必要児に関する事 2 在宅の要援護者の支援に関する事 3 被災者の心のケアに関する事 4 在宅精神障がい者に関する事 5 医療、助産に関する事 6 医療施設の災害対策に関する事 7 難病要援護患者の支援に関する事 8 服薬中の結核患者支援に関する事 9 市町村の災害時保健活動の支援に関する事 10 飲料水の衛生指導に関する事 11 上水道施設の被害状況把握に関する事 12 感染症の予防・まん延防止に関する事 13 食品供給施設の被害状況把握に関する事 14 生活衛生施設の被害状況把握に関する事 15 医療品等の対策に関する事 16 愛玩動物及び特定動物の避難、収容に関する事 17 環境汚染事故対策、指導に関する事 18 災害廃棄物に関する事 	<p>(全ての地区本部) 保健所</p>
農林班	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁農林局長</p> <p>(松江、浜田地区本部) 農林振興センター所長</p> <p>(雲南、出雲、大田、川本、 益田地区本部) 農林振興センター事務所 長、家畜衛生部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林畜産関係被害（農林土木関係被害を除く）の把握及び報告に関する事 2 被災農作物の応急技術対策に関する事 3 農林畜産関係（農林土木関係を除く）の災害対策に関する事 4 家畜の保健、衛生の災害対策に関する事 	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁農林局</p> <p>(松江、浜田地区本部) 農林振興センター</p> <p>(雲南、出雲、大田、 川本、益田地区本部) 農林振興センター事 務所、家畜衛生部</p>
水産班	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁水産局長</p> <p>(松江、出雲、大田、浜田、 益田地区本部) 水産事務所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係被害状況の把握及び報告に関する事 2 漁業共同施設の災害に関する事 3 漁港の災害対策に関する事 4 災害時（津波災害）における漁船に関する事 	<p>(隠岐地区本部) 隠岐支庁水産局</p> <p>(松江、出雲、大田、 浜田、益田地区本部) 水産事務所</p>

班	班長	事務分掌	班の構成機関
土木班	(隠岐地区本部) 隠岐支庁県土整備局長	1 水防に関すること 2 土木関係被害状況及び農林土木関係被害状況の把握及び報告に関すること 3 土木関係及び農林土木関係の災害対策に関すること 4 ダム管理に関すること 5 島前地域の災害対策における総務班の支援に関すること(隠岐地区本部に限る。)	(隠岐地区本部) 隠岐支庁県土整備局
	(松江、雲南、出雲、川本、浜田、益田地区本部) 県土整備事務所統括調整監		(松江地区本部) 県土整備事務所、宍道湖流域下水道管理事務所
	(大田地区本部) 県央県土整備事務所大田事業所調整監		(出雲地区本部) 県土整備事務所、出雲空港管理事務所、宍道湖流域下水道管理事務所
	(浜田地区本部) 浜田河川総合開発事務所長	1 浜田河川ダム建設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 浜田河川ダム関係の災害対策に関すること	(浜田地区本部) 県土整備事務所、浜田河川総合開発事務所、浜田港湾振興センター
	(浜田地区本部) 浜田港湾振興センター所長	1 浜田港・三隅港・江津港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 浜田港・三隅港・江津港施設関係の災害対策に関すること	(雲南、川本、益田地区本部) 県土整備事務所
(出雲地区本部) 出雲空港管理事務所長	1 出雲空港施設関係の被害状況の把握及び報告に関すること 2 出雲空港施設関係の災害対策に関すること	(大田地区本部) 県央県土整備事務所大田事業所	
(松江・出雲地区本部) 宍道湖流域下水道管理事務所長	1 宍道湖流域下水道施設関係被害の把握及び報告に関すること 2 宍道湖流域下水道施設関係の災害対策に関すること		
教育班	(全ての地区本部) 教育事務所長	1 市町村立学校の被災状況(児童・生徒、教職員)とその影響(授業実施の可否等)の把握・報告に関すること 2 市町村立学校への避難所設置に係る情報収集・協力に関すること 3 応急教育の必要性把握・報告及び必要に応じた災害救助用教科書・教材等の給与に関すること	(全ての地区本部) 教育事務所
企業局東・西部事務班	(松江、浜田地区本部) 企業局東・西部事務所長	1 飲料水の供給に関すること 2 ダム、発電、水道施設関係被害の把握及び報告に関すること 3 ダム、発電、水道施設関係の災害対策に関すること	(松江、浜田地区本部) 企業局東・西部事務所
警察班	(全ての地区本部) 警察署長	1 災害警備に関すること 2 警察通信による災害救助、水防等に対する協力に関すること	(全ての地区本部) 警察署

島根県災害対策本部規程

別表第5（第19条関係）

名 称	事務局位置	所管区域	左記区域を所管する 地区災害対策本部	構成機関
石見地域 災害対策本部	西部県民センター	川 本 町 美 郷 町 邑 南 町	川本地区災害対策本部	別表第3に掲げる左記地区 災害対策本部の構成機関
		大 田 市	大田地区災害対策本部	
		浜 田 市 江 津 市	浜田地区災害対策本部	
		益 田 市 津和野町 吉 賀 町	益田地区災害対策本部	

別表第6（第22条、第23条関係）

部	部 長	事務分掌
東京連絡部	東京事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係事項の国会、中央諸官庁その他関係方面との連絡に関する事 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事 3 関東方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事 4 その他の災害に関する事
大阪連絡部	大阪事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係事項の関係機関への連絡に関する事 2 関西、東海方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事 3 その他の災害に関する事
広島連絡部	広島事務所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係事項の関係機関への連絡に関する事 2 広島方面における災害対策用物資購入にあたってのあっせん等に関する事 3 その他の災害に関する事

島根県災害警戒本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、災害が発生又は災害が発生する恐れがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づく島根県災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び島根県災害対策本部規程第2条に基づく島根県地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）の設置に至るまでの措置並びに対策本部及び地区本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を行うため、島根県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び島根県地区災害警戒本部（以下「地区警戒本部」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部、地区警戒本部の設置)

第2条 警戒本部又は地区警戒本部を設置する基準は、島根県地域防災計画に定めるものとする。

(所掌事務)

第3条 警戒本部及び地区警戒本部設置時における所掌事務は、島根県災害対策本部規程別表第1及び別表第4を準用する。

(警戒本部の組織)

第4条 警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員をもって組織する。

2 警戒本部長は、防災部長をもって充てる。

3 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部員を指揮監督する。

4 警戒副本部長は、防災部次長、防災危機管理課長をもって充てる。

5 警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長不在のときはその職務を代理する。

6 警戒本部員は、別表のとおりとし、必要がある場合は関係課長を加えることができる。

7 警戒本部員は、警戒本部の事務に従事する。

(警戒本部会議)

第5条 警戒本部に警戒本部会議を置き、気象、被害その他の情報収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項について協議する。

(警戒本部の事務局)

第6条 警戒本部の事務局は、防災危機管理課に置く。

(地区警戒本部の組織)

第7条 地区警戒本部は、地区警戒本部長、地区警戒副本部長及び本部員をもって組織する。

2 地区警戒本部長及び地区警戒副本部長は、以下の職の者をもって充てる。

地区	地区警戒本部長	地区警戒副本部長
隠岐地区	隠岐支庁長	隠岐支庁県民局長
松江・雲南・出雲・川本・浜田・益田地区	県土整備事務所長	県土整備事務所業務部長
大田地区	県央県土整備事務所大田事業所長	県央県土整備事務所大田事業所業務課長

3 地区警戒本部長は、地区警戒本部の事務を総括し、地区警戒本部員を指揮監督する。

4 地区警戒副本部長は、地区警戒本部長を助け、地区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

5 地区警戒本部員は、地区警戒本部長が予め指名した者をもって充てる。

6 地区警戒本部員は、地区警戒本部の事務に従事する。

(地区警戒本部会議)

第8条 地区警戒本部に地区警戒本部会議を置き、気象、被害その他の情報収集及び連絡並びに災害対策その他防災に関する事項について協議する。

(地区警戒本部の庶務)

第9条 地区警戒本部の庶務は、島根県災害対策本部規程別表第4に掲げる総務班業務を所掌する機関において処理する。

(警戒本部、地区警戒本部の廃止)

第10条 警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき若しくは災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき又は対策本部が設置されたときは、これを廃止する。

2 地区警戒本部は、地区警戒本部長が、災害に係る危険がなくなったと認めたとき、若しくは災害が発生する恐れがなくなったと認めたとき又は地区本部が設置されたときは、これを廃止する。

3 前項において、地区本部が設置されたとき以外は、あらかじめ警戒本部長と協議のうえ廃止するものとする。

附 則

この規程は平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年1月29日から施行する。

附 則

この規程は平成14年9月12日から施行する。

附 則

この規程は平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規程は平成16年12月14日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年6月4日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

別表 1

警戒本部構成員

1 風水害、地震、津波
政策企画監（総務担当）、広報室長、総務課長、消防総務課長、原子力安全対策課長、地域政策課長、交通対策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、農林水産総務課長、農地整備課長、森林整備課長、水産課長、漁港漁場整備課長、商工政策課長、土木総務課長、道路維持課長、河川課長、港湾空港課長、砂防課長、建築住宅課長、出納局会計課長、企業局総務課長、病院局 県立病院課長、教育庁総務課長、警察本部警備第二課長 ※但し、原子力安全対策課長は地震災害及び津波災害時のみ、漁港漁場整備課長は津波災害時のみ構成員。
2 事故災害、雪害等
島根県地域防災計画に定めるところによる

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(昭和 38 年 7 月 5 日 島根県条例第 15 号)

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 71 条第 1 項の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または廃疾となったときは、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）中扶助金に係る規定の例により、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県雪害対策実施要領

〔最終改正 平成29年12月1日〕

第1 目的

この要領は、島根県地域防災計画に定める雪害予防に関する計画に基づき、県においてとるべき措置を定め、雪害を防止することを目的とする。

第2 除雪対策

1 除雪路線は、県が管理する国道及び県道の区間を次の区分により毎年度指定する。

- | | | |
|------|------|----------------|
| 1種路線 | 日交通量 | 1,000台以上 |
| 2種路線 | 日交通量 | 500台以上1,000台未満 |
| 3種路線 | 日交通量 | 500台未満 |

2 除雪体制

除雪体制は次のとおりとし、警戒体制及び緊急体制への移行は、中国地方整備局長が知事と協議して決定する。

(1) 平常体制

降雪時において注意体制に至るまでの期間

(2) 注意体制

ア 大雪警報が発表された場合

イ 連携除雪準備体制に入った場合

ウ 除雪作業等が遅れだし、交通渋滞等が発生した場合

エ 他の公共団体、隣接地区から支援要請があった場合

オ 上記の状況により、県土整備局、県土整備事務所（土木事業所）の所属長が決定する。

(3) 警戒体制

別表の指定観測所のうち3箇所以上がほぼ警戒積雪深に達した場合

(4) 緊急体制

別表の指定観測所のうち大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合

3 連携除雪

豪雪時においては、国、県、市町村が一体となった「連携除雪準備体制」及び「連携除雪体制」を段階的にとり、各関係機関の除雪体制を一元化して実施する。

(1) 発令基準

県土整備局、県土整備事務所（土木事業所）ごとに決定する。

(2) 情報共有化項目

冬期異常気象時の除雪連携に向けて、各機関が平常時から共有すべき除雪に関する情報を明確化する。

ア 体制時の連絡先

- イ 除雪の実施基準
 - ウ 冬期異常気象時の防災体制
 - エ 除排雪体制（除雪機械保有台数、除雪路線、除雪機械配置状況、除雪契約業者）
 - オ 緊急除雪優先路線（優先的に除雪、車線確保を行う道路）
 - カ 緊急時の応援除雪機械
 - キ 緊急時の応援資材（緊急時に必要となる資材など）
 - ク 雪堆積場の位置
- (3) 連携項目と要請手続き
- 連携除雪を行う際に相互に支援する作業項目を整理し、項目ごとに支援要請の手続を明確化する。
- ア 除排雪作業の支援
 - イ 除排雪機械の貸与
 - ウ 除排雪関係資材の提供
 - エ 雪堆積場（公共施設の遊休地、学校のグラウンドなど）の確保
 - オ 排雪輸送路線の確保
 - カ 面的な歩道除雪（歩道除雪の連続性）の実施
 - キ 面的な除雪情報（除雪状況など）の発信
 - ク 被災者の救助、救出及び物資の提供
 - ケ 被災者の収容
- (4) 除雪路線の優先順位の決定
- 平常時除雪路線から豪雪時緊急確保路線へと、管内の積雪状況や除雪状況を見ながら移行する際に、路線の重要度などにより、除雪路線に優先順位をつけておく。
- 除雪路線の優先順位については、他の道路管理者（国、市町村）の路線も含め一体となって決定しておく。
- (5) 平常体制における相互乗り入れ
- 除雪作業の効率性を重視し、平常時から一連作業が可能な箇所では、国、県及び市町村間において除雪機械の相互乗り入れを行う。
- (6) 歩道除雪
- 国、市町村と連携を図り、地域住民の協力のもと面的な歩道除雪を実施する。
- (7) 情報収集及び情報提供
- ア 通行規制や除雪情報など面的道路情報を、島根県道路維持課で集約し、報道機関等へ一元的に提供する。
 - イ NEXCO、国、県、市町村の情報集約、情報発信フローを明確化する。
- (8) 倒木や電柱倒壊対策
- ア 豪雪による倒木や電柱、電線の倒壊が発生したときは、伐採業者や電線管理者と連携、班編制で対応し、除雪作業の迅速化を図る。
 - イ 除雪期までに倒木のおそれがある樹木の調査を行い、所有者又は道路管理

者により事前に伐採を行う。

4 除雪目標

除雪目標は次のとおりとする。

除雪路線	除雪目標
1種路線	原則として2車線を確保する。異常降雪等により交通不能となる場合があっても、おおむね5日以内に確保する。
2種路線	原則として2車線を確保するが、状況によって、1車線で待避所を設ける。 異常降雪等により交通不能となる場合があっても、おおむね10日以内に確保する。
3種路線	1車線で待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ないが、おおむね15日以内に確保する。

5 除雪の実施

除雪を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

(1) 除雪時期の調整

県土整備局、県土整備事務所（土木事業所又は事業所）の管轄区域の境界において、除雪時期にずれを生じないように実施すること。

(2) 除雪委託業者の準備体制

大雪注意報が発表された場合、状況に応じて除雪委託業者に準備体制を指示。

(3) 市町村との協力体制の確立

市町村と緊密な連絡をとり、特に市街地における除雪を実施する場合には、沿道の屋根の雪おろしの時期及び雪捨場について住民に周知させること。

(4) 除雪機械の整備

県有除雪機械は除雪期までに整備点検を終えること。

なお、民間所有の借上機械については、県土整備局、県土整備事務所（土木事業所又は事業所）ごとに借上契約を行い、借上除雪機械名簿を作成すること。

(5) 交通状況の把握

市町村、運輸業者等の協力を得るとともに隣接県との連絡を密にして常時交通状況を把握すること。

6 除雪広報

(1) 広 報

除雪を開始した場合は、必要に応じ、除雪量、積雪量、交通確保路線、除雪作業、交通規制等の状況を発表する。

ア 道路除雪情報、交通規制情報

島根県道路維持課において国・市町村の情報も含め、一元的に関係機関へFAX及び県ホームページ（防災ポータル）等により発表する。

(2) 情報連絡

除雪量、積雪量、除雪計画、交通不能箇所、道路開通見込等の状況は次により報告する。

ア 連絡系統

県土整備局、県土整備事務所（土木事業所又は事業所）

→ 土木部（道路維持課）

→ 防災部（防災危機管理課）

※防災部（防災危機管理課）への連絡は警戒及び緊急体制時のみ

イ 連絡時間

平常体制	{	当日 8時00分現在の状況	8時30分～ 9時00分まで
		当日 16時00分現在の状況	16時00分～16時30分まで
注意体制	{	当日 8時00分現在の状況	8時30分～ 9時00分まで
		当日 16時00分現在の状況	16時00分～16時30分まで
注意体制 (大雪警報時)	{	当日 8時00分現在の状況	8時30分～ 9時00分まで
		当日 12時00分現在の状況	12時00分～12時30分まで
		当日 16時00分現在の状況	16時00分～16時30分まで
警戒及び 緊急体制	{	当日 8時00分現在の状況	8時30分～ 9時30分まで
		当日 12時00分現在の状況	12時00分～13時00分まで
		当日 16時00分現在の状況	16時00分～17時00分まで

※平常及び注意体制時は土木部（道路維持課）への連絡時間

※警戒及び緊急体制時は防災部（防災危機管理課）への連絡時間

第3 交通対策

積雪による異常事態が発生したときは、応急復旧の処置を講ずるとともに交通遮断、片側通行、迂回交通等の措置を実施し、その実行を確保するため、交通整理、路上放置物件の取締り等について所轄警察署長に協力を求める。

第4 消防対策

降雪時における消防体制の強化を図るため、次の事項について市町村を指導する。

- 1 消防機械器具類は、たえず調整し、その置場に通ずる道路は常に除雪に努めるとともに搬送するための資機材を準備すること。
- 2 消火栓、防火水槽等については、計画的な巡回により附近の除雪を実施し、自然水利に依存する地域においては、水利の確保に努め、消防活動上支障のないよう措置すること。
- 3 防火管理者に対して、避難口附近の除雪の励行等避難措置について万全の対策を講ずるとともに消防用設備の点検整備及び火災予防の徹底について注意を喚起すること。
- 4 救急業務については、消防機関、警察、医療機関及び交通機関と特に緊密な事前の打合せをしておくこと。

第5 なだれ危険地域及び孤立地区対策

1 なだれ対策

(1) 道路におけるなだれ危険防止

県が管理する国道及び県道においてパトロールを実施し、なだれのおそれがある場合は、所管警察署長と協議のうえ、危険の標示又は通行の禁止を行う。

(2) 市町村に対する指導

なだれによる災害を防止するため、次の事項について市町村を指導する。

ア 予想されるなだれ危険箇所、特になだれがけくずれのあった箇所について、適宜、調査を実施し、赤旗等による標示を行うとともになだれの早期発見に努めること。

イ なだれ注意報を住民に周知徹底すること。

ウ 自衛隊による空中偵察の必要を認めるときは、速やかにその状況を県防災部に通報すること。

エ 気温上昇等によりなだれの危険が増大したときは、住民に対して警告又は避難についての指導を行うこと。

2 孤立地区対策

(1) 救援活動

積雪又はなだれの危険により、交通及び通信が途絶した地区（以下「孤立地区」という）が生じた場合において、市町村長の通報により必要と認めるときは、あらかじめ実施の日時、方法、地区名等を周知徹底のうえ援助活動を実施する。

(2) 市町村に対する指導

孤立地区の発生に対処するため、次の事項について市町村を指導する。

ア 孤立が予想される地区との連絡方法及び救援方法等について、あらかじめ該当地区の代表者及び関係機関と十分協議し、的確な措置が実施できる体制を整えること。

イ 孤立が予想される地区においては、あらかじめヘリポートの適地を選定しておくこと。

ウ 自衛隊による空中偵察の必要を認めるときは、速やかにその状況を県防災部に通報すること。

エ 孤立地区が生じた場合には、直ちに当該地区名、孤立状況、病人の有無等を管轄の支庁県民局、各県土整備事務所又は県央県土整備事務所大田事業所に報告すること。

第6 保健、衛生対策

降雪時における保健、衛生の強化を図るため、次の事項を実施する。

1 医療措置

積雪又はなだれにより交通が途絶したため、当該市町村で急患等に対する医療措置の実施が困難な事態が発生した場合には、市町村長からの要請に応じて次の措置

を講ずる。

- ア 近接医療機関との連絡調整
- イ ドクターヘリによる救急活動
- ウ 警察又は自衛隊による緊急輸送の手続

2 栄養低下の防止

市町村の広報活動を通じ、住民に対し、積雪時に対処する食品加工技術、保存食糧等について指導するほか、特に必要が生じた場合には、保健所栄養士を派遣して住民の栄養指導にあたる。

3 医薬品及び衛生資材の確保

積雪又はなだれにより交通が途絶したため、当該市町村内に存する医療機関等において、治療に必要な医薬品又は衛生資材等が不足するおそれが生じた場合には、当該市町村長からの要請に基づき、関係機関の協力を得て緊急輸送の手続を講じる。

4 飲料水対策

- (1) 積雪又は雪どけによる給水施設の被害防止に留意するとともに応急復旧資材を確保する。
- (2) 雪どけのときのし尿等による水源汚染を防止するための衛生管理について徹底を図るとともに滅菌用薬剤を確保する。

5 食品衛生対策

関係業者及び一般住民に対し、保存用食品、生鮮食糧品、原乳等の衛生的な取り扱いについて注意を喚起する。

第7 物資輸送対策

1 生活必需物資の緊急輸送

積雪により生活必需物資の供給が困難になった地域に対し、当該市町村長の要請に基づき、必要と認めるときは、関係機関の協力を得て緊急輸送を実施する。

第8 農林漁業関係対策

冬期間における農林漁業関係対策については、市町村及び農協・森林組合等関係団体の協力を得て、生産者に対する技術指導の徹底を図り、被害の軽減に努める。

第9 文教対策

積雪時における児童、生徒の安全確保、施設の保全管理について、次の事項に留意し、必要な措置を取るとともに、市町村教育委員会に対し指導又は助言、注意喚起を行う。

- 1 なだれ危険箇所の周知徹底
- 2 冬期通学路の設定

- 3 通常の通学経路以外の通行禁止
- 4 集団登下校の励行
- 5 老朽校舎の補修、その他学校施設の保全管理
- 6 臨時休校、児童、生徒の事故、学校施設の事故等の報告

第10 雪害予防知識の普及

市町村及び関係機関の協力を得て、新聞、ラジオ、テレビ、有線放送等の利用により県民に対する雪害予防知識の普及に努める。

別 表

指定観測所名	警戒積雪深
安来市伯太町赤屋	70cm
飯南町頓原	150cm
川本町川本	45cm
浜田市旭町都川	80cm
津和野町津和野	50cm

島根県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

第1章 総則	(第1条、第2条)
第2章 防災航空管理所	(第3条～第6条)
第3章 運航管理	(第7条～第15条)
第4章 使用手続	(第16条、第17条)
第5章 安全管理	(第18条～第20条)
第6章 教育訓練	(第21条、第22条)
第7章 事故防止対策等	(第23条～第25条)
第8章 雑則	(第26条、第27条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 防災航空管理所

(防災航空管理所の設置)

第3条 航空機を利用して行う消防防災活動（以下「防災業務」という。）を円滑に遂行するため、県営出雲空港に消防総務課防災航空管理所（以下「防災航空管理所」という。）を置く。

2 防災航空管理所には、防災航空管理所長及び防災航空隊を置く。

(防災航空隊の設置)

第4条 業務を円滑に遂行するために、市町村消防本部及び市町村一部事務組合消防本部派遣の消防職員で防災航空隊を構成する。

2 防災航空隊は、防災航空隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び隊員からなる。

3 防災航空隊は、直接防災業務に従事する。

(隊長等の任務)

第5条 隊長は、防災航空管理所長を補佐するとともに、副隊長及び隊員を指揮監督して業務の効果的な遂行に努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

(搭乗者の指定)

第6条 防災航空管理所長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第7条 航空機の運航管理の総括は、防災部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第8条 航空機の運航管理に関する事務は、消防総務課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航管理者)

第9条 防災航空隊の指揮監督並びに航空機の維持管理に関する事務は、防災航空管理所長（以下「運航管理者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第10条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しない場合は、運航管理者が航空機に搭乗する防災航空隊員の中から、運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、搭乗した防災航空隊員及び他の搭乗者を指揮監督し、業務の円滑な遂行に万全を期さなければならない。

(業務計画)

第11条 運航管理者は、防災業務を適正かつ円滑に行うため運航管理責任者の承認を得て、航空機の業務計画を定めなければならない。

2 業務計画は、年度業務計画（様式第1号）及び月間業務計画（様式第2号）とする。

(運航基準)

第12条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

(5) 災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

(6) 技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

(7) 一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、整備点検及び気象条件等により運航出来ない場合を除き、原則として、午前8時30分から午後5時15分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第13条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第13条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第4号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、前条第1項第5号から第8号に規定する運航及び前条第2項に規定する運航時間に優先する。
- 3 運航管理責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航管理者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(報告)

第14条 運航指揮者は、運航を行った時は、運航状況及び運航中に得た情報等について業務報告書(様式第3号)を作成し、速やかに、運航管理者に報告しなければならない。

- 2 運航管理者は、運航指揮者から業務報告書により報告を受けた時は、速やかに、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第15条 運航管理者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議のうえ、飛行場外離着陸場等を調査選定し、必要な書類を整備するとともにその状況を常に把握しておかなければならない。

第4章 使用手続

(使用手続)

第16条 航空機の使用(緊急運航を除く。)を希望するものは、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書(様式第4号)を総括管理者に提出するものとする。

(使用承認)

第17条 総括管理者は、前条の申請があった時は、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認める時は、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(様式第5号)を交付するものとする。

第5章 安全管理

(安全管理)

第18条 総括管理者は、航空関係法令並びに国土交通大臣の定める航空機の運用限度等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

第19条 運航管理責任者は、防災業務の遂行にあたり、隊員の任務等の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

第20条 運航管理者は、防災業務の遂行にあたっては、隊員の任務等が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行出来るよう努めるとともに、航空機、格納庫施設及び機体装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限に発揮出来る状態にしておかなければならない。

第6章 教育訓練

(防災航空隊の教育訓練)

第21条 総括管理者は、防災航空隊の教育訓練を実施するために必要な体制並びに施設、設備等の整備充実を図り、防災航空隊の技術等の向上に努めなければならない。

(他機関との連携訓練)

第22条 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町村及び消防防災関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

第7章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第23条 総括管理者は、航空機事故が発生するおそれ、又は発生した疑いがある場合、若しくは航空機事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理体制を確立しなければならない。

(航空機事故発生時の措置)

第24条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障及び気象状況の変化により航空機事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、法第75条の規定に基づき機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力し、人命及び財産に対する危難の防止に万全の措置を講ずるとともに、その状況を直ちに運航管理者に報告しなければならない。

2 運航管理者は、前項の報告を受けるか情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに搜索救難活動を開始するとともに、運航管理責任者及び総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第25条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因及び被害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び保存)

第26条 運航管理者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録を備え、防災業務に関する記録を整理しておかななければならない。

2 総括管理者は、航空関係法令等に基づき、国土交通大臣に 必要な報告を行わなければならない。

(施行の細目)

第27条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。ただし、第12条から第13条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年2月1日から同年3月31日までの間の運航については、運航管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

島根県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、島根県防災ヘリコプターの緊急運航について必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱及び島根県防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3条 要綱第13条に規定する緊急運航は、別紙1に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、島根県消防総務課防災航空管理所に直接行う。

2 前項の要請は、島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書(様式第1号)により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 島根県消防総務課防災航空管理所長（以下「所長」という。）は、前条の要請を受けた場合は、要請の内容及び飛行条件等を確認の上、出動の可否を決定しなければならない。

(要請に対する回答)

第6条 所長は、前条の決定結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

(回答の報告)

第7条 所長は、前条の回答後速やかに、消防総務課長に決定結果を報告しなければならない。

(出動)

第8条 所長は、第5条により出動の決定を下した場合、防災航空隊員等に出動要請内容に適した出動体制を整えさせ、速やかに出動させるものとする。

(受入体制の整備)

第9条 要請者は、第6条により出動決定の回答を受けた場合、次の事柄について綿密な調整を行うとともに、結果を速やかに所長に連絡しなければならない。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

(報告)

第10条 隊長は、緊急運航を終了した場合には、速やかに業務内容を所長に緊急運航報告書（様式第2号）により報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により速やかに所長に報告するものとする。速やかには、概ね1週間以内とする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙1)

島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う

- (1) 県土及び県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することが目的である場合
- (2) 緊急にヘリコプターが運航を行わなければ、県民の生命、身体及び財産が重大な危険にさらされるおそれがある程の、差し迫った必要性がある場合
- (3) 防災ヘリコプター以外の手段では、十分な活動効果が期待出来ない場合

2 該当事由

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由は、次のとおりとする

- (1) 災害対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動

3 緊急運航基準

防災ヘリコプターの緊急運航該当事由の運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害対策活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

災害が発生するおそれ、又は発生した場合で、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 緊急輸送

災害が発生した場合で、被災地に救援物資、医薬品及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害対策活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア 被災状況等の情報収集・伝達活動

大規模火災等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、広域にわたり情報収集活動や避難誘導等の情報伝達活動を行う必要があると認められる場合

イ 空中消火活動

大規模林野火災が発生し、地上消火活動が地理的に困難であると認められる場合

ウ 消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、地理的に資機材等の搬送が困難な場合

エ その他

火災防御活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 事故等における捜索・救助活動

イ その他

救助活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 傷病者の救急搬送

離島、山村等の交通遠隔地並びに高速道路等の事故現場から、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

イ 転院搬送

県内の中核医療機関等から県内遠隔地の高度・先進医療機関へ、緊急に傷病者の搬送を行う必要があると医師が認め、かつ医師が搭乗する場合

ウ その他

救急活動上、ヘリコプターによる活動が特に有効と認められる場合

島根県防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあっては、当該町村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情がある時は県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

(2) 前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその各1通を所持する。

平成6年3月28日

中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供

(4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

(5) 避難者を受け入れるための施設の提供

(6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。

2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。

2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

- 第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- 2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

- 第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。
- 2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。
- 3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

- 第3条 支援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
 - (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
 - (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあつ事項

（広域支援本部による支援の要請）

- 第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び中国地方知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、甲又は乙が締結している連合組織内の協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急処理事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋、その他特に要請のあった事項とする。

(応援の要請)

第4条 被災連合組織の長は、自らの連合組織のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織の長に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

- 3 被災連合組織は、第1項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

- 第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
 - 3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。
 - 4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。
 - 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、必要に応じて甲又は乙に職員を派遣して、情報収集を行い、その情報に基づいて、被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、第4条第2項の要請があったものとみなして行うものとする。
 - 3 第1項の規定による応援は、連合組織が派遣した職員の情報に基づいて、自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。
 - 4 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。
 - 3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月5日

関 西 広 域 連 合
広域連合長 井 戸 敏 三

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 嗣 政

災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。
この場合、前項の要請があったものとみなす。

3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印して、各1通を所持する。

平成8年2月1日

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

- 第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。
- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

- 第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。
- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

- 第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。
- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

島根県下市町村及び消防にかかると一部 事務組合の相互応援協定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模火災及び特殊災害等の予防・鎮圧のため、県下市町村及び消防にかかると一部事務組合（以下「消防機関」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(当事者及び区域)

第2条 この協定にかかると当事者とは、前条に規定する消防機関全部とし、区域はこれらの消防機関が管轄する全ての地域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模火災および特殊災害等（救急業務を除く）で応援動を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、災害発生地を管轄する消防機関の長が、電話その他の方法により次の事項を明らかにして相手方消防機関の長に対し行ない、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- 1 災害の状況
- 2 応援を要する人員、車両、機械器具および薬剤等の数量
- 3 応援隊の集合場所および日時
- 4 その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 消防機関の長は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、自らの業務遂行上支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、応援を受ける消防機関の現場における最高指揮者（消防庁または消防団長）が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第7条 応援に関する費用は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- 1 応援に要する経費のうち人件費及び燃料費等の経常的経費、公務災害補償費および事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係消防機関が協議のうえ決定するものとする。
- 2 消火薬剤等現場において使用する消費的資機材によつて生じる経費は、応援を受ける側の負担とする。
- 3 応援が長時間にわたり、食糧の支給および燃料の補給等を必要とするときは、これに要する経費は応援を受ける側の負担とする。

4 前各号以外の経費については、関係消防機関がその都度協議のうえ決定するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度関係消防機関において協議し、解決するものとする。

(協定書の保管)

第9条 この協定を称するため、協定書67通を作成し、当事者が記名捺印のうえそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和52年4月1日から適用する。

1 この協定の適用と同時に、島根県下市町村で締結した「島根県広域消防組合相互応援協定」は廃止する。

昭和52年 4月 1日以下

中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ

国土交通省中国地方整備局企画部長（以下、「中国地整」という。）と、鳥取県県土整備部長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木局長、山口県土木建築部長、岡山市都市整備局長及び広島市道路交通局長（以下、「各関係自治体」という。）は、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）の支援について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 この申し合わせは、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地整と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（支援内容）

第2条 支援の内容は、次の業務の実施に係る災害対策用機械・資材等の利活用、職員の支援及び情報の提供に関するものとする。

- 一 被災状況の把握
- 二 情報通信網の構築
- 三 災害応急対策（被害の拡大や二次災害の防止等に資する応急措置を含む）
- 四 その他必要と認められる事項

（連絡体制）

第3条 中国地整及び各関係自治体は、災害発生時等の連絡体制を確実なものとするため、連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。また、連絡窓口を変更する場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

2 中国地整は、災害発生時等、必要に応じて当該地域を管轄する各関係自治体の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換等に当たるものとする。

なお、この場合、あらかじめその旨を通知するものとする。

（支援の要請）

第4条 各関係自治体は、災害発生時等、必要に応じ中国地整に対して文書により支援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第5条 中国地整は、前条に基づき、各関係自治体から支援の要請があった場合、災害の発生状況等を総合的に勘案し、実施可能な支援内容を連絡するとともに、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(要請によらない支援)

第6条 災害発生時等、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条の支援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、中国地整は自らの判断で支援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第7条 この申し合わせにより支援を行う場合の経費負担は、要請の有無にかかわらず、別紙により負担するものとする。

ただし、これによりがたい場合は個々に協議するものとする。

(平常時の連携)

第8条 中国地整及び各関係自治体は、災害時の円滑な対応を可能とするため、必要に応じて行う、防災に関する情報交換の実施や防災担当者会議の開催等を通じて、平常時からの連携に努めるものとする。

1 中国地整は、保有する災害対策用機械等の状況について、毎年度当初に各関係自治体に通知するものとする。

(訓練等の実施)

第9条 中国地整及び各関係自治体は、それぞれが主催する防災訓練等に相互に参加して支援に関する連絡体制を確認するなど、この申し合わせに基づく災害時の支援が円滑に実施されるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この申し合わせの証として、本書8通を作成し、それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年 6月 17日

中国地方整備局 企画部長 山中 義之

鳥取県 県土整備部長 谷口 真澄

島根県 土木部長 鳥屋 均

岡山県 土木部長 大塚 俊介

広島県 土木局長 大野 宏之

山口県 土木建築部長 柳橋 則夫

岡山市 都市整備局長 白神 利行

広島市 道路交通局長 木時 誠

附 則

本申し合わせは、平成20年8月20日から適用する。

附 則

本申し合わせは、平成21年6月17日から適用する。

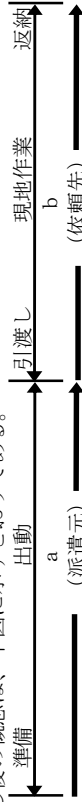
別紙 中国地方における災害時の支援に関する経費負担

I. 災害対策用機械等による支援の場合

支援の内容	災害の区分	派遣の方法	支援に係る経費負担						
			技術指導員 (職員)		災害対策用機械等				
			旅費等	燃料	準備費	修理費	輸送費	運転手、操作員 旅費等	
被災状況の把握	天災及び 事故災	-	○	○	○	○	○	○	○
情報通信網の構築	天災及び 事故災	-	○	○	○	○	○	○	○
災害応急対策 その他必要と認 められる事項	天災	a 引渡し迄	○	○	○	○	○	○	○
		b 引渡し後	○	△	△	△	△	△	
	事故災	引渡す場合	○	△	△	△	△	△	△

(凡例) ○：派遣元負担 (中国地整) △：依頼先負担 (各関係自治体)

注) 1. 災害対策用機械等の引渡し及び引渡し後の概念は、下図に示すとおりである。



- 依頼先負担のうち、派遣元が手配した運転手及び操作員が引渡し後も継続される場合は、依頼先は派遣元が契約した相手方に対して、費用を直接支弁するものとする。(派遣元に対して支弁する形式ではない)
- 災害対策用機械等はいずれの場合も引渡時の状態にして返納するものとする。
- 準備費とは、飲料水支援時のタンク洗浄等のことである。
- 輸送費は自走できない災害対策用機械等を輸送する場合に適用する。
- 阪神・淡路大震災のような災害の場合は、機械を引渡さずすべて派遣元の負担とする。
- 技術指導員(職員)は、業務の一環であるので、すべて派遣元の負担とする。
- 区分欄の事故災とは、原因者がある災害をいい、この場合の費用負担は、技術指導員の費用以外は全て原因者に費用負担を求める。
- 技術指導員(職員)欄の旅費等とは、旅費、日当、宿泊料をいい、運転手、操作員欄の旅費等とは旅費、日当、宿泊料及び労務費をいう。

II. 資材を支援する場合

現地作業に使用した資材は、原則として同等品相当の資材を派遣元に返還するものとする。ただし、再利用することが可能な資材(コンクリート製品等)で、欠損等が無い資材については、使用したものを返還してもよい。

III. 大規模自然災害時における経費の負担について

大規模自然災害発生時に、中国地整が第2条関係の支援を要請によらずに実施する場合は、各関係自治体に対して支援に係る費用の負担はもとめない。

洪水の際における島根県と広島県 との水防事務に関する協定書

水防法第7条第2項の規定により、洪水の際における水防事務（以下「水防」という。）について、島根県（以下「甲」という。）と広島県（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 甲と乙とは、一級河川江の川水系流域の水防について、その円滑な実施を期するため、相互に協力し、当該流域における水災の防止及び軽減に努めるものとする。

（雨量の通報）

第2条 乙は甲に対し次に定めるところにより雨量の通報をするものとする。

（1）広島県三次土木建築事務所長は、次に掲げる場合には、十日市雨量観測所における雨量観測結果を島根県土木部河川課長に通報するものとする。

- ① 連続雨量が、50 mmに達した場合
- ② 引続き降雨のある場合において、時間雨量が10 mmを超えるとき
- ③ 島根県土木部河川課長から雨量観測結果の通報に関し要請があった場合

（2）広島県三次土木建築事務所長は、連続雨量でなくなつたとき、又は洪水発生のおそれなくなつたときには、島根県土木部河川課長に通報を終了する旨を通報するものとする。

（水防活動等の連絡）

第3条 甲及び乙並びにその関係出先機関は、第1条の江の川水系流域において、非常災害の発生が切迫した状況その他特に連絡が必要と認められる状況が発生した場合には、相互に連絡し水防に関する情報を伝達するものとする。

（資材等の応援）

第4条 甲と乙とは、第1条の江の川水系流域における水防活動のために資器材等が不足し、又は不足が予想され、かつ緊急を要するときは相互に資器材等の応援又は融通（以下「応援等」という。）を求めることができるものとする。

2 前項の応援等を求められた甲又は乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、できる限りその求めに応ずるものとする。

3 前2項の規定による応援等のために要した費用は、当該応援等を求めた県の負担とする。

（水防計画の交換）

第5条 甲と乙とは、この協定の内容を各々水防計画書に掲載しこれを毎年交換するものとする。

(雑 則)

第6条 この協定に定めのない事項若しくは疑義を生じた事項の取扱い又はこの協定の内容の変更については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上この協議の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

昭和58年3月1日

島 根 県

甲

代表者 島根県知事 恒 松 制 治

印

広 島 県

乙

代表者 広島県知事 竹 下 虎之助

印

※1 広島県三次土木建築事務所長は、北部建設事務所に名称変更している。また、十日市雨量観測所は現在、北部建設事務所雨量観測所に名称変更している。

災害時協力協定一覧

平成30年1月31日現在

区分	協定名	相手方	締結年月日	担当課	
放送、報道関係	災害時等の報道要請に関する協定	新聞社11社	H9.6.20	防災危機管理課 警察本部	
	災害時等の放送要請に関する協定	NHK、民放、ラジオ放送 5社	S52.3.16	防災危機管理課	
輸送	緊急・救援輸送に関する協定	(社)島根県トラック協会	H25.4.25	交通対策課	
医療救護	災害時における医療救護活動に関する協定書	(一社)島根県医師会 (一社)島根県歯科医師会 (一社)島根県薬剤師会 (公社)島根県看護協会	H26.3.10	医療政策課	
医薬品等	災害時における医薬品等の確保・供給等に関する協定	島根県医薬品卸業協会	H26.3.12	薬事衛生課	
	災害時における医療ガス等の確保・供給等に関する協定	一般財団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部	H25.3.25	薬事衛生課	
衛生材料等	災害時における衛生材料等の確保・供給に関する協定	山陰医療器械販売業協会	H26.3.31	薬事衛生課	
物資等	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する基本協定	島根県生活協同組合連合会	H17.12.14	防災危機管理課他5課	
	「同上協定」に定める応急生活物資の調達に関する確認書		H18.2.1	農産園芸課	
	災害時における応急生活物資の供給等の支援に関する協定書	株式会社ファミリーマート	H20.6.18	防災危機管理課	
	災害時における物資の調達に関する協定書	株式会社ローソン	H20.2.13	防災危機管理課	
	災害時における食料等の調達に関する協定	別紙のとおり(27社)	同左	農産園芸課 防災危機管理課	
	災害時における飲料水の調達に関する協定	大塚食品(株)広島支店	H18.3.28	薬事衛生課	
	災害時における飲料水の調達に関する協定	コカ・コーラウエストジャパン(株)	H18.3.28	薬事衛生課	
	災害等の際における生活必需物資の調達に関する協定	(株)ジュンテンドー	H17.8.25	商工政策課	
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H23.3.10	商工政策課	
	災害時等及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオンリテール(株)西日本カンパニー	H22.12.9	防災危機管理課 農産園芸課 商工政策課	
	災害時における段ボール製品の調達等に関する協定	西日本段ボール工業組合	H29.7.20	防災危機管理課	
	その他	災害時の交通誘導及び地域安全の確保の業務に関する協定	(社)島根県警備業協会	H9.1.4	防災危機管理課
		災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H9.8.22	防災危機管理課 営繕課
		大規模災害時における応急対策業務に関する協定	(社)島根県建設業協会	H13.5.28	土木総務課
		災害時の支援協力に関する協定書	(一般社団法人)島根県測量設計業協会	H26.6.13	技術管理課
災害技術支援に関する協定書		島根県建設技術協会特別会	H27.2.25	技術管理課	
災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定		(社)島根県エルピーガス協会	H15.11.10	消防総務課	
災害時における被災車両の撤去等に関する協定		(社)日本自動車連盟中国本部島根支部	H17.3.15	防災危機管理課	
災害時における被災車両の撤去等に関する協定		山陰ELVリサイクル協議会	H26.3.24	防災危機管理課	
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定		(社)全日本不動産協会島根県本部 (社)島根県宅地建物取引業協会	H18.1.12	建築住宅課	
災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定		(社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H25.7.24	建築住宅課	
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定		(社)島根県産業廃棄物協会	H19.3.14	廃棄物対策課	
災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定		(社)島根県環境保全協会 (社)島根県環境整備事業協同組合	H19.3.14	廃棄物対策課	
地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定		(社)島根県建築士会	H19.2.7	建築住宅課	
災害の予防及び住宅復旧に向けた協力に関する協定		住宅金融公庫中国支店	H17.2.28	建築住宅課	
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書		独立行政法人住宅金融機構	H28.3.25	建築住宅課	
災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定		(社)島根県管工事業協会	H20.3.12	薬事衛生課 防災危機管理課	
災害時における帰宅困難者支援に関する協定		(株)ローソン ほか7社	H21.3.23 H24.10.1	防災危機管理課	
災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定		島根県石油協同組合	H21.4.30	防災危機管理課	
災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施に係る覚書		島根県石油協同組合	H26.11.4	防災危機管理課	
緊急事態における隊友会の協力に関する協定		(公社)隊友会 島根県隊友会	H23.12.22	防災危機管理課	
災害時における消防水等の供給支援に関する協定		島根県生コンクリート工業組合	H24.3.30	消防総務課	
災害時における動物救護活動に関する協定書		島根県獣医師会 学校法人坪内学園	H24.9.6	薬事衛生課	
災害時における被災者支援協力に関する協定		島根県行政書士会	H27.7.21	総務課	
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書		島根県水難救済会	H27.6.15	消防総務課	
災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定		島根県葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	H27.12.10	薬事衛生課	
漁港・漁場の大規模災害時における応急対策業務に関する協定書		島根県港湾漁港建設協会	H28.4.1	漁港漁場整備課	
災害時における宿泊施設の提供に関する協定		島根県旅館ホテル生活衛生同業組合	H28.2.16	薬事衛生課	
災害時における協力に関する協定		島根県在宅保健師等の会「ぼたんの会」	H25.1.9	防災危機管理課	
防災啓発情報等に関する協定		NTTタウンページ株式会社	H29.7.5	防災危機管理課	
下水道施設の災害時復旧支援協力に関する協定		日本下水道事業団 日本下水道管路管理業協会	H30.1.17	下水道推進課	
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H30.1.30	防災危機管理課		

災害時等における物資の調達に関する協定の締結状況

(平成30年1月31日現在)

NO	区分	相手方	締結日
1	食糧等	(株)大惣	H18.2.24
2	食糧等	(株)まつした松江工場	H18.2.24
3	食糧等	アルファー食品(株)	H18.2.24
4	食糧等	(株)フーズマーケットホック	H18.2.24
5	食糧等	(株)ウシオ	H18.2.24
6	食糧等	JAやすぎ米加工センター	H18.3.10
7	食糧等	(株)益田クッキングフーズ	H18.3.10
8	食糧等	(資)一文字家	H18.3.10
9	食糧等	(有)コーヒン商会	H18.3.10
10	食糧等	(株)マツヤ神戸屋	H18.3.10
11	食糧等	(有)なんぼうぱん	H18.3.10
12	食糧等	(有)みしまや	H18.3.10
13	食糧等	(株)キヌヤ	H18.3.10
14	食糧等	いずも農業協同組合ラピタ本店	H18.3.10
15	食糧等	(有)香蘭	H18.7.31
16	食糧等	伸興アゴおばさん弁当(有)	H18.7.31
17	食糧等	(有)ふるかわ	H18.7.31
18	食糧等	(有)ファミリー・フーズ	H18.7.31
19	食糧等	(有)ドライブインはしもと	H18.7.31
20	食糧等	(有)仕出しセンター又六屋	H18.7.31
21	食糧等	(有)ひばり	H18.7.31
22	食糧等	(株)一畑百貨店	H18.7.31
23	食糧等	(有)山陰食品センター	H18.11.7
24	食糧等	(株)ふくしま	H18.11.7
25	食糧等	丸善商店	H18.11.7
26	食糧等	(株)イズミ	H19.3.20
27	食糧等	島根県生活協同組合連合会	一覧シート

島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約

(目的)

第1条 島根県避難勧告等情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村と放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）が住民に迅速かつ確実に伝わることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者を定めるものとする。

(会長)

第3条 連絡会に会長を置くものとし、島根県防災部防災危機管理課長をもってあてる。

(会長の職務、権限等)

第4条 会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、会長が必要があると認める時に開催する。

(会務)

第6条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

(1) 伝達する避難勧告、避難指示（緊急）の内容

(2) 市町村もしくは県から放送事業者への情報伝達方法

(3) 情報伝達に用いる様式

(4) 関係者連絡先

(情報伝達の方法)

第7条 避難勧告等の伝達方法については別に定める。

(事務局)

第8条 連絡会の事務を処理するため、島根県防災部防災危機管理課防災危機管理第一グループに事務局を置く。

附 則

この規約は、平成17年7月15日から実施する。

附 則

この規約は、平成18年4月19日から実施する。(平成18年4月19日一部改正)

附 則

この規約は、平成20年2月5日から実施する。(平成20年2月5日一部改正)

附 則

この規約は、平成25年4月1日から実施する。(平成25年4月1日一部改正)

附 則

この規約は、平成29年4月1日から実施する。(平成29年4月1日一部改正)

避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、島根県避難勧告等情報伝達連絡会規約第7条に基づき、災害時の避難勧告等の情報伝達について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第2条 対象となる情報(以下「情報」とする。)は下記のとおりとする。

(1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発表

①災害対策基本法(以下「法」という。)第60条第1項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示(緊急)

②法第60条第5項に基づき島根県知事が行う避難勧告及び避難指示(緊急)

③市町村長が地域防災計画に基づき発令する避難準備・高齢者等避難開始

(2) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の解除

①法第60条第4項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示(緊急)の解除

②法第60条第5項に基づき島根県知事が行う避難勧告及び避難指示(緊急)の解除

③市町村長が地域防災計画に基づき発令する避難準備・高齢者等避難開始の解除

(情報の内容)

第3条 前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

(1) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の発表

(2) 避難勧告、避難指示(緊急)及び避難準備・高齢者等避難開始の解除

(3) 対象地区

(4) 発表時間

(5) 対象人数

(6) 対象世帯数

(7) 発表事由

(8) 必要であれば避難先

(伝達手段)

第4条 情報は別紙1で定めた様式で防災行政無線FAXにより伝達することを原則とし、必要な場合はFAX送信について電話で確認することとする。

(情報伝達系統)

第5条 情報伝達系統は別紙2のとおりとする。

(住民への伝達)

第6条 放送事業者は、市町村(場合によっては島根県防災危機管理課)から情報のFAXを受信した場合は住民に周知するため、自主的な判断により放送するよう努めることとする。

<別紙1>

各放送事業者、県防災担当地方機関 あて

避難勧告等発表情報 第 号

島根県 市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

担当者： 電話番号：() -

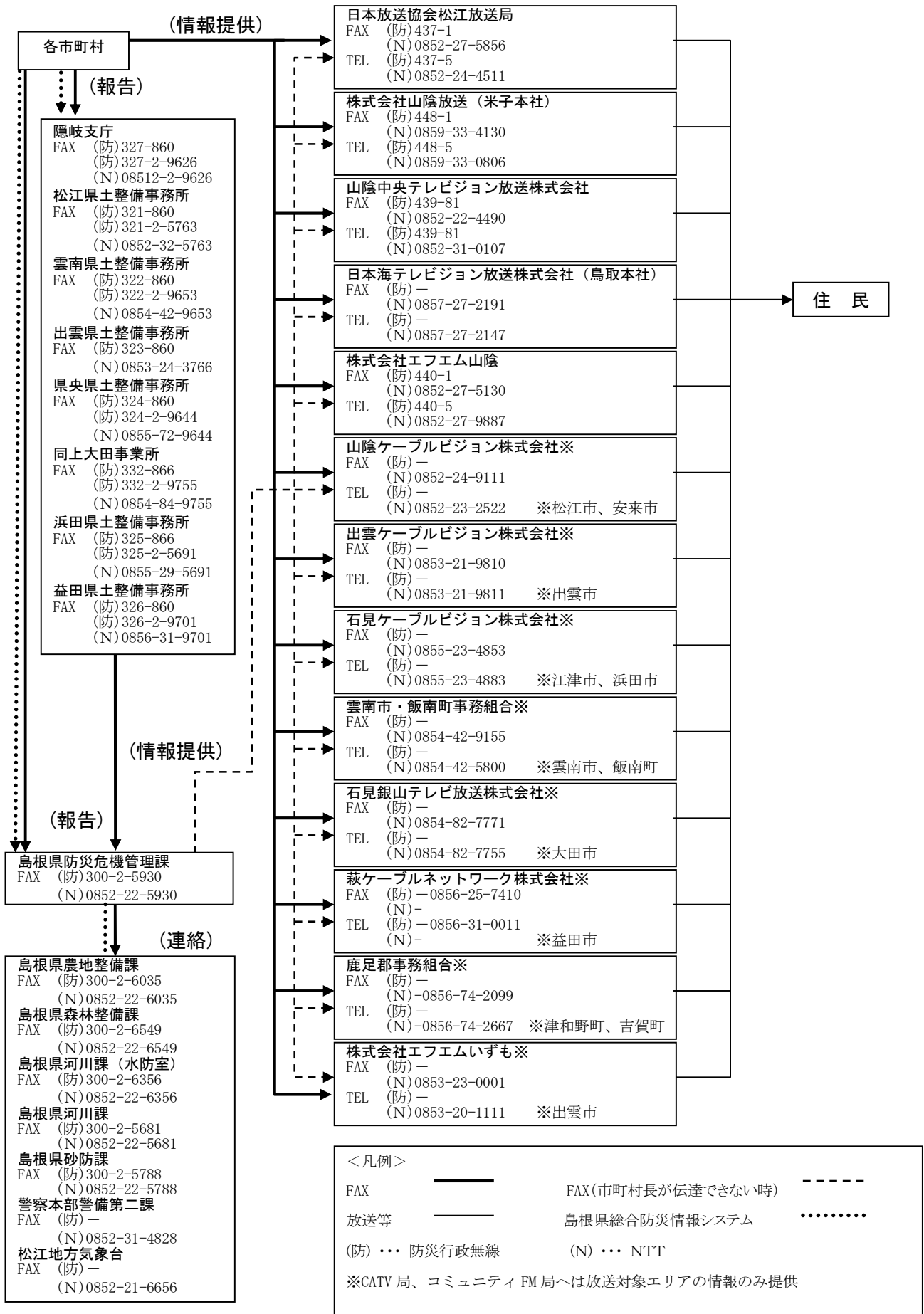
内 容	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始 <input type="checkbox"/> 避難勧告 <input type="checkbox"/> 避難指示（緊急）			
	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始解除 <input type="checkbox"/> 避難勧告解除 <input type="checkbox"/> 避難指示（緊急）解除			
発表時間	日	時	分	
対象地区・人数	町	地区	世帯	人
発表事由	<input type="checkbox"/> 大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため <input type="checkbox"/> 大雨により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により家屋崩壊の危険があるため <input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたため <input type="checkbox"/> その他（ ）			
避難先				
備考				

内 容	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始 <input type="checkbox"/> 避難勧告 <input type="checkbox"/> 避難指示（緊急）			
	<input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始解除 <input type="checkbox"/> 避難勧告解除 <input type="checkbox"/> 避難指示（緊急）解除			
発表時間	日	時	分	
対象地区・人数	町	地区	世帯	人
発表事由	<input type="checkbox"/> 大雨により河川の氾濫、家屋の浸水の危険があるため <input type="checkbox"/> 大雨により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により土砂災害の危険があるため <input type="checkbox"/> 地震により家屋崩壊の危険があるため <input type="checkbox"/> 津波警報が発表されたため <input type="checkbox"/> その他（ ）			
避難先				
備考				

(注) 該当する項目の「」にはっきりとチェックを入れること。

<別紙2>

情報伝達系統図



島根県災害時等の救援物資等供給マニュアル

第1 趣旨

このマニュアルは、災害時及び武力攻撃事態等が発生した場合において、迅速且つ的確に被災市町村へ食料等の救援物資等を供給するため、島根県地域防災計画及びその他協定等に定めるもののほか、必要な手続を定めるものとする。

第2 対象とする救援物資等

対象とする救援物資等は、被災市町村からの供給要請に基づき県が供給する食料、飲料水、生活必需品等の全ての救援物資のほか、救援物資の物流に関する助言を行う専門家の派遣要請を対象とする。

ただし、島根県地域防災計画に規定する「給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水による」飲料水の供給は除くものとする。

第3 事務分担

救援物資の調達、輸送等を担当する課（以下「担当課」という。）及びその事務分担は表1のとおりとする。

（表1）

部 課 名	事 務 分 担
防災部防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県備蓄物資に関すること ・ 自衛隊による輸送に関すること ・ 海上保安本部による輸送に関すること ・ 関係課との連絡調整に関すること
地域振興部交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間業者を通じて行う輸送、物流専門家の派遣に関する こと
健康福祉部薬事衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通備蓄業者を通じての医薬品、衛生材料及び飲料水の 調達に関すること
農林水産部農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通備蓄業者を通じての食糧の調達に関すること ・ 政府寄託倉庫に保管されている政府所有米に関する こと
商工労働部中小企業課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通備蓄業者を通じての生活必需品の調達に関する こと

2 各担当課では担当する事務に関して、緊急時の連絡先、救援物資の供給可能数、利用できる車両数等を把握しておくものとする。

3 救援物資等の要請があった場合、必要に応じて各担当課は担当者を災害対策本部庶務班（災害対策本部が設置されていない場合は防災危機管理課とする。）（以下「庶務班」という。）へ派遣し必要な調整を行う。

第4 要請手続

救援物資等の供給を受けようとする市町村は、次の事項を明らかにして、災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は、防災危機管理課）へ、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに島根県災害時等救援物資等要請書（様式第1号）を

提出するものとする。

- (1) 救援物資等を必要とする理由
- (2) 救援物資等の品名、数量（人数、期間）
- (3) 救援物資等の受入場所及び受入場所への経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

第5 救援物資の調達

県は、救援物資の供給要請があった場合、表2の優先順位により庶務班と担当課が協議して調達先を決定する。

(表2)

優先順位	調 達 先	物資等の区分
①	島根県広域防災拠点、浜田備蓄倉庫 及び（公社）島根県トラック協会防災倉庫	県備蓄物資
②	災害時協定を結ぶ流通備蓄業者	流通備蓄物資
③	農林水産省（生産局農政部貿易業務課）	災害救助用米穀等
	災害時相互応援協定を結ぶ他の公共団体	他の公共団体からの救援物資

2 調達先が決まった救援物資の担当課は、供給要請の内容に基づき救援物資を調達する。

3 調達先が決まった救援物資の担当課は、必要に応じて救援物資の積込み等の人員確保を庶務班へ要請することができる。

第6 救援物資の輸送方法

県は、輸送先の状況等を勘案し表3により、庶務班と担当課が協議して救援物資の輸送方法及び輸送機関を決定する。

(表3)

救援物資の調達先から第6第3項に定める集積及び配給場所までは、救援物資調達先に輸送を依頼する。 ただし、この方法によることができない場合は、県が確保する輸送手段による。
第6第3項に定める集積及び配給場所から救援物資要請市町村までは、県が確保する輸送手段による。 ただし、救援物資調達先の車両による輸送が可能な場合は、調達先の輸送とする。
—県が確保する輸送手段— ・陸上の場合：（公社）島根県トラック協会による輸送を原則とし、状況によっては、鉄道輸送、自衛隊による輸送による。 ・海上の場合：県有船舶、民間船舶、海上保安部所属船舶等の中から状況に応じて決定する。 ・空路の場合：県防災ヘリ、自衛隊所属航空機、海上保安本部所属航空機等の中から状況に応じて決定する。

2 救援物資の輸送を要請するにあたっては、特に定めのある場合を除き、次の事項を明らかにして、輸送要請先を担当する課から輸送要請先に対し、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、同様な内容を明示した文書を提出するものとする。

- (1) 輸送する救援物資の品名、数量
- (2) 輸送を必要とする区間・経路
- (3) 輸送の予定日時
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 救援物資の集積及び配給は、島根県広域防災拠点、浜田備蓄倉庫及び(公社)島根県トラック協会防災倉庫で行う。

名 称	所 在 地	電話番号 (F A X)
島根県広域防災拠点	松江市乃木福富町	0852-22-9970 (0852-22-9967)
浜田防災備蓄倉庫	浜田市野原町	0855-22-9758 (0855-22-9760)
(公社) 島根県トラック協会 防災倉庫	松江市東朝日町	0852-21-4272 (0852-22-4408)

第7 経費負担

県が救援物資等の供給に要した経費については、災害時の相互応援に関する協定書(平成8年2月1日締結)に基づき、原則として救援物資等の供給要請を行った市町村(以下「要請市町村」という。)の負担とし、防災危機管理課が要請市町村に対して当該経費を請求する。

ただし、災害救助法の適用により、当該経費が同法に基づく経費として認められる場合には、県の負担とする。

2 要請市町村は、供給を受けた救援物資が県備蓄物資の場合、前項の規定にかかわらず、県と協議のうえ現物により返納が出来るものとする。

第8 支払方法等

救援物資等の供給に関し、協定等の規定により県が調達先に対して支払うべき経費については、担当課が支払うものとする。

2 前項の支払に必要な予算は防災危機管理課が予算措置し、所要額を担当課に対し配当替える。

ただし、災害救助法の適用により、同法に基づく経費として認められるものについては、防災危機管理課が災害救助費により担当課へ配当替える。

(改正)

平成19年 9月 3日

平成26年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

(様式第1号)

年 月 日

島 根 県 知 事 様

(申請者)

(担当者： 電話：

印
)

島根県災害時等救援物資等要請書

下記のとおり救援物資の供給を要請します。

記

1. 救援物資（物流専門家）を必要とする理由

2. 救援物資（物流専門家派遣）の内容 ※物流専門家の派遣要請の場合は派遣期間も記載

受入場所	品名	数量 (人数)	単位	受入希望 日時(期間)
名称：				
住所：				
電話：				
担当者：				
名称：				
住所：				
電話：				
担当者：				

注) 受入場所の経路図を添付すること

3. その他

災害救助法に基づく救助業務委託契約書

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の実施の委託について、委託者島根県知事（以下「甲」という。）と、受託者日本赤十字社島根県支部長（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結した。

第1条 甲は、災害救助法（以下「法」という。）第32条の規定に基づき、災害に際して行う救助のうち、次に掲げる救助（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. 医療

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 看護

2. 助産

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

3. 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 検索

第2条 乙は、甲の要請に基づき、前条に定める業務を開始するものとし、その実施の期間は、前条第1号に掲げるものにあつては、災害発生の日から14日以内、同条第2号に掲げるものにあつては分べんの日から7日以内、同条第3号に掲げるものにあつては災害発生の日から10日以内とする。

第3条 第1条に規定する業務は、日本赤十字社職員又は契約による医師等からなる乙の編成する救護班及び現地医療班によって行うものとする。

第4条 甲は、乙がこの業務を実施するため支弁した費用に対しその費用のための寄付金その他の収入を控除した額を、別表に定めるところにより補償する。

第5条 乙が第2条に規定する実施の期間又は、別表に定める費用の限度をこえて業務を実施した場合の当該業務に要した費用は乙の負担とする。ただし、災害の状況により、甲乙協議のうえ必要があると認められるときは、甲において負担することができる。

第6条 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、第1条の規定にかかわらずいつでも甲において救助を行うことができる。

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

第8条 この契約の有効期間は、契約の日から1年間とする。ただし、有効期限までに甲又は乙の両者あるいはいずれか一方から本契約の改正の意思表示がないときは、期間満了の際全契約と同一の条件をもって更に契約をなしたるものとする。以後満期のときに

においても同様とする。

附 則

昭和23年2月23日、甲、乙で定めた「災害救助法に基づく救助業務委託契約書」は廃止する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を所持する。

昭和40年4月28日

甲 島根県知事 田 部 長右衛門

乙 日本赤十字社島根県支部長
田 部 長右衛門

別 表

費 目	内 容
(1) 人 件 費	業務に従事した救護員の旅費、救務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）時間外手当及び深夜手当とし、その額は、それぞれ日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則第26条の規定による費用弁償に関する規定及び時間外手当、深夜手当支給規定により又は準じて算定した額
(2) 救護所設置費	救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費
(3) 救 護 諸 費	イ. 医療及び助産のために使用した薬材、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費 ロ. 死体の処理のために使用した死体の洗浄縫合、消毒等の処置として一体当り300円以内の実費の額
(4) 輸送費及び人夫賃	医療助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び人夫賃についての、当該地域における通常の実費
(5) その他の費用	前各号に該当しない費用であって、委託事業の実施のために使用した費用の実費
(6) 救 助 費	業務に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額
(7) 事 務 費	業務の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費

島根県防災ヘリコプター映像情報の提供に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と日本放送協会松江放送局（以下「乙」という。）、山陰中央テレビジョン放送株式会社（以下「丙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丁」という。）、日本海テレビジョン放送株式会社（以下「戊」という。）は（以下、乙、丙、丁及び戊の4者の総称として「放送事業者」という。）、甲が所有する防災ヘリコプターにより収集した映像及び音声（以下「情報」という。）の提供及びその使用について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が現に収集中の情報を放送事業者に提供し、放送事業者が提供された情報を放送等に活用することにより、災害時等における被害状況等の把握、災害予防と迅速な避難など県民に対する周知・広報等に寄与することを目的とする。

（装置等の設置）

第2条 放送事業者は、甲の所管する庁舎内に、情報の提供を受けるために必要な装置及び配線（以下「装置等」という。）を設置する。

2 設置する装置等は別添「接続系統図」のとおりとする。

（装置等の変更及び廃止）

第3条 甲は、第2条に関する装置等の設置場所を公用及び公共用の利用を理由に必要とした場合、放送事業者に対して装置等の設置場所の変更又は廃止を求めることができるものとする。

2 放送事業者は、放送事業者の都合により装置等を変更する場合は、事前に甲と協議し、甲の了解を得なくてはならない。

3 放送事業者は、放送事業者の都合により装置等を廃止する場合は、甲が所管する庁舎を速やかに原状に回復して甲に返還しなければならない。

（費用負担）

第4条 第2条に関する装置等の設置に要する経費並びに第3条に関する装置等の変更及び廃止に要する経費並びに運用及び維持管理に要する経費は放送事業者の負担とする。

（責任分界）

第5条 甲及び乙の責任分界は、別添「接続系統図」のとおりとする。

2 甲並びに丙、丁及び戊の責任分界は、甲及び乙の責任分界に準ずるものとする。

（甲が提供する情報）

第6条 甲が放送事業者に提供する情報は、甲が定めた島根県防災ヘリコプター運航管理要綱第13条の緊急運行に関する情報とする。

(情報提供の手段及び取扱い)

第7条 放送事業者は、甲が所有する防災ヘリコプターテレビ電送システムに放送事業者が設置する装置等を接続し、甲が現に収集中の情報の提供を受けるものとする。

2 映像等の電送は、放送事業者自ら行うものとする。

(提供する情報に対する責任)

第8条 放送事業者は、情報の提供について、次の事項に掲げる場合は、その責任を甲に問わないものとする。

(1) 機器の故障による情報送信の停止又は異常な映像、音声の送信

(2) 保守、点検による情報送信の停止

(要請の手続等)

第9条 放送事業者は、災害時等において情報の提供を受けようとするときは、提供を求める理由、必要な情報の内容その他必要な事項を明らかにして第12条に定める運用責任者を通じて、口頭又は文書により要請を行うものとする。

2 甲は、要請事項等について、情報提供の可否を決定し、第12条に定める運用責任者を通じて、口頭又は文書により通知するものとする。

(情報の利用)

第10条 放送事業者が受領した情報を利用する場合は、放送事業者において、甲が所有する島根県防災ヘリコプターからの情報であることを表示するものとする。

2 利用する情報は映像のみとし、音声は利用しないものとする。

(目的外の利用)

第11条 放送事業者は、受領した情報を第1条に定める目的以外に原則として使用しない。ただし、甲と事前に協議し了承を得た場合はこの限りではない。

(運用責任者)

第12条 甲並びに乙、丙、丁及び戊は、情報の提供に関して次に掲げる運用責任者を置くものとする。

甲 島根県消防防災課長

乙 日本放送協会松江放送局放送部報道副部長

丙 山陰中央テレビジョン放送株式会社報道制作局報道部長

丁 株式会社山陰放送報道制作局報道部長

戊 日本海テレビジョン放送株式会社報道制作局報道制作部長

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は平成15年12月19日から平成16年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙、丙、丁若しくは戊から申

出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲並びに乙、丙、丁及び戊の5者間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を5通作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月19日

甲 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 澄田信義

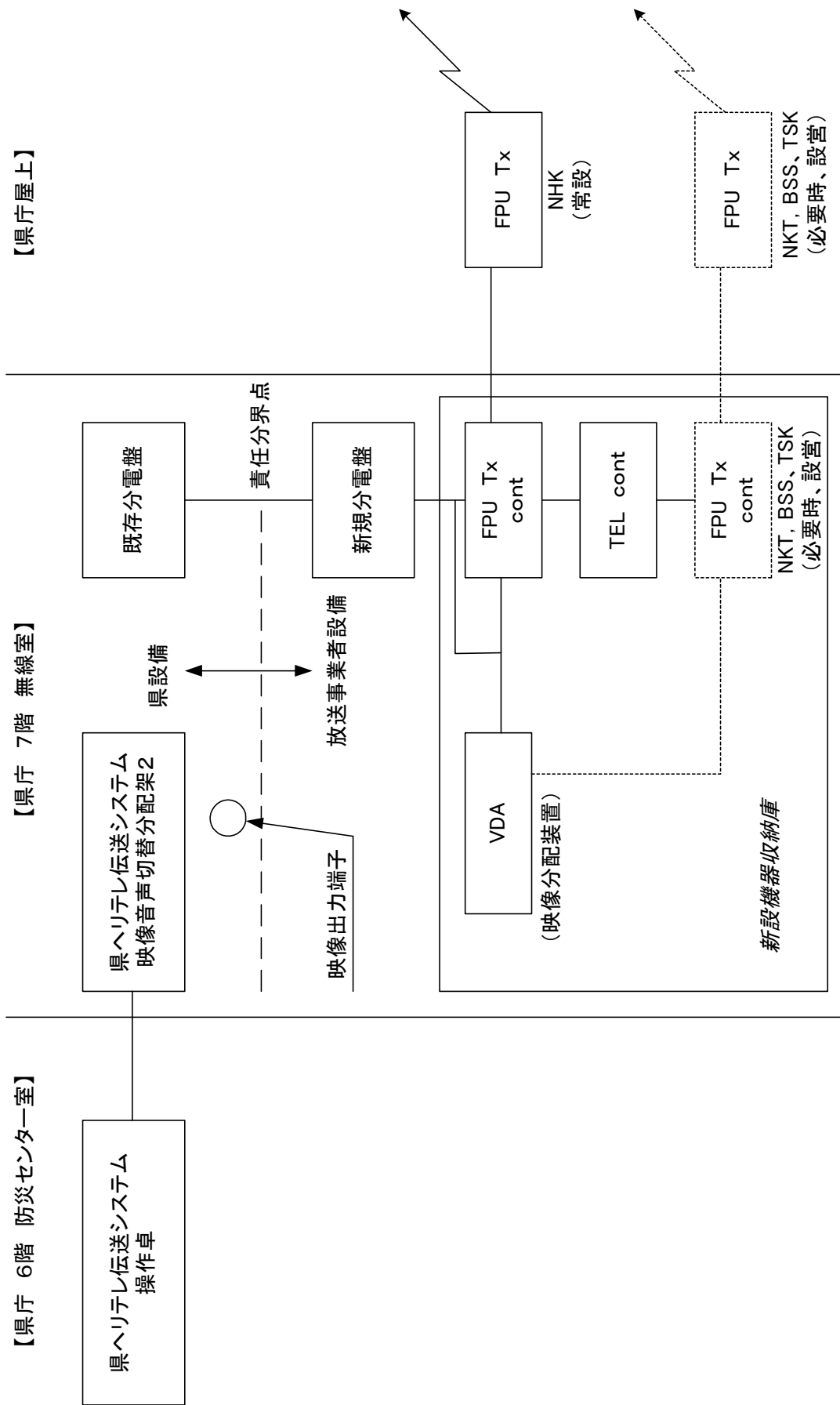
乙 島根県松江市灘町1-21番地
日本放送協会松江放送局
局長 原田悦久

丙 島根県松江市西川津町721番地
山陰中央テレビジョン放送株式会社
代表取締役社長 有澤 寛

丁 鳥取県米子市西福原1丁目1番71号
株式会社山陰放送
代表取締役社長 杵村善久

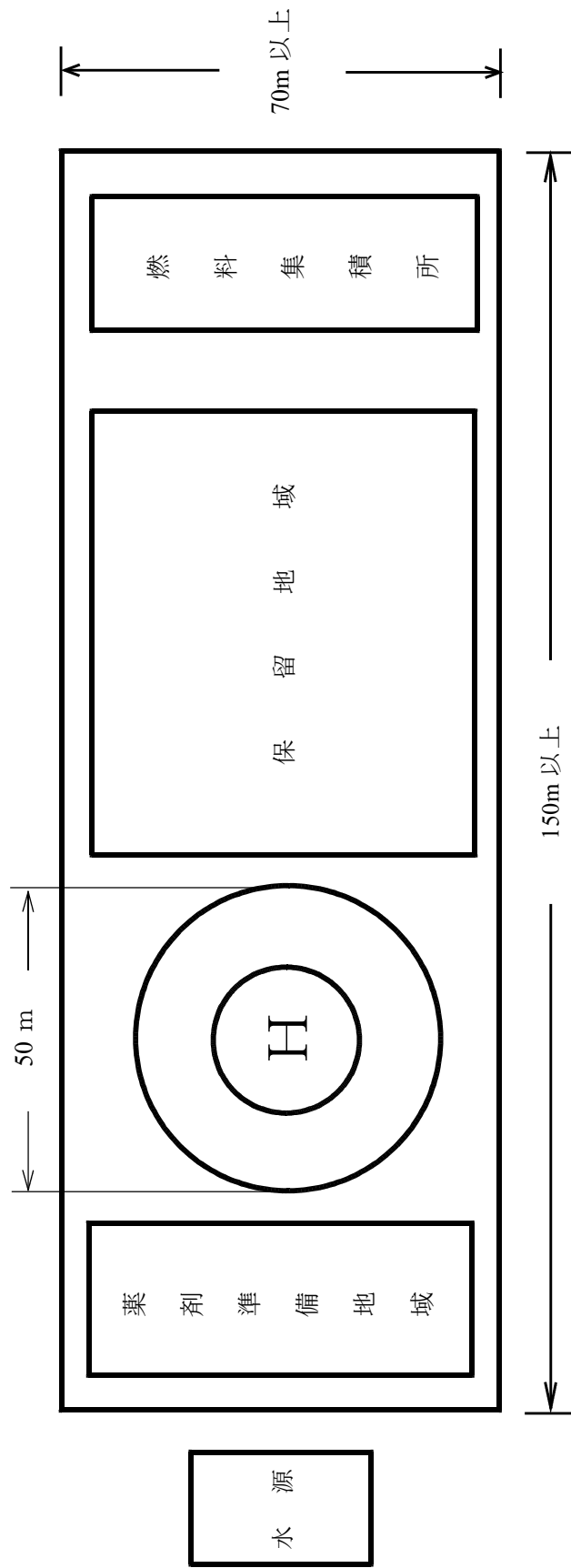
戊 鳥取県鳥取市田園町4丁目360番地
日本海テレビジョン放送株式会社
代表取締役社長 馬場俊明

島根県防災ヘリコプター映像分配 接続系統図

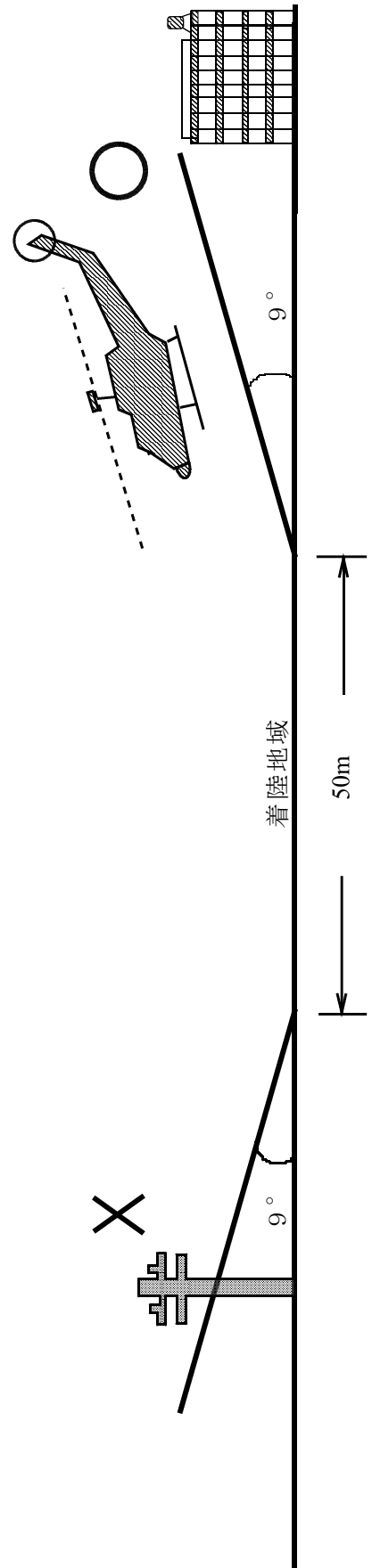


空中消火基地適地選定要件（基準）

1 空中消火適地の地積の基準



2 周辺障害物の基準



3 着陸のための最小限所用地積(回転翼機)

機種	OH-6	UH-1H / AH-1S
標準	<p>450m 30m 5m 5m 30m 導入角 10°</p>	<p>450m 36m 6m 6m 36m 導入角 8°</p>
応急	<p>450m 20m 5m 5m 20m 導入角 15°</p>	<p>450m 30m 6m 6m 30m 導入角 14°</p>
機種	V-107	CH-47
標準	<p>450m 45m 15m 15m 45m 導入角 6°</p>	<p>450m 100m 20m 20m 100m 導入角 6°</p>
応急	<p>450m 45m 15m 15m 45m 導入角 8°</p>	<p>450m 70m 20m 20m 70m 導入角 8°</p>

4 同時発着のための最小限所用地積

機種	OH-6	UH-1H / AH-1S	V-107	CH-47
4機	30×120	50×150	75×200	300×300
12機	—	150×150	150×300	—

5 水利

河川、溜め池、消火栓等

6 その他

- (1) 基地への侵入(着陸)及び離脱(離陸)経路は、人家、市街地、鉄道、道路等の上空を努めて避ける。
- (2) 大型車両の進入、通信の便のよいところ。